

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月24日
【中間会計期間】	第23期中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	チャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド (China Telecom Corporation Limited)
【代表者の役職氏名】	会社秘書役 黄 玉霞 (Wong Yuk Har, Company Secretary)
【本店の所在の場所】	中国100033北京市西城区金融大街31号 (31 Jinrong Street, Xicheng District, Beijing, China 100033)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松 添 聖 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	東京(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 邊 大 貴
【連絡場所】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	東京(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注) 1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「当社」はチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッドまた文脈に応じてチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド及びその子会社を指す。当社の設立以前の時点に関する「当社」という用語は当社の前身である法人が従事し当社が継承した事業を指す。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「当グループ」とは、チャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド及びその子会社を指す。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「中国電信集团有限公司」は、中国電信集团有限公司（チャイナ・テレコミュニケーションズ・コーポレーション）をいい、文脈上別段の解釈が必要でない限り、そのすべての子会社を含む。

2. 本書の目的上、「中国」は中華人民共和国を指し、「政府」は中華人民共和国政府を指す。別段の記載がある場合を除き、本書に記載の中国及び中国に関する記述には香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾には適用されない。
3. 「香港ドル」は香港の法定通貨を指す。本書において記載されている香港ドルから日本円への換算は、1香港ドル=18.53円（株式会社三菱UFJ銀行が発表した2024年8月29日の対顧客電信売買相場の中値）の換算率により行われている。
4. 「人民元」は中国の法定通貨を指す。本書において記載されている人民元から日本円への換算は、1人民元=20.25円（中国外国為替管理局が発表した2024年8月29日の基準為替レートに基づく）の換算率により行われている。
5. 当社の会計年度は暦年である。
6. 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当該半期中に、2024年6月11日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載された事項のうち、以下を除いて重要な変更はなかった（変更箇所を下線を施す）。

1 会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

中国会社法、証券法、海外証券発行及び上場弁法

中国において設立され、香港証券取引所及び上海証券取引所上場の株式会社として、当社は中国の以下の3つの法令に服する。

- ・「中国会社法」 1993年12月29日に全国人民代表大会常務委員会（略称：「NPC」）により公布され、1994年7月1日から施行された。2005年10月27日、第10期全国人民代表大会常務委員会は修正された新会社法を可決し、これは2006年1月1日から施行された。2013年12月28日、第12期全国人民代表大会常務委員会において、会社法の修正が可決された。これは2014年3月1日に施行された。2018年10月26日、第13期全国人民代表大会常務委員会は会社法の修正を可決し、これは同日付で施行された。2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会は会社法の修正を可決し、これは2024年7月1日付で施行された。
- ・「中国証券法」 1998年12月29日に全国人民代表大会常務委員会により交付され、1999年7月1日から施行された。2005年10月27日、第10期全国人民代表大会常務委員会は修正された新証券法を可決し、これは2006年1月1日から施行された。2013年6月29日、第12期全国人民常務委員会は証券法の修正を可決し、同法は同日施行された。2014年8月31日、同法は更に全国人民代表大会常務委員会の決定により、（中国証券法を含む）保険法及びその他4つの法律が改正され、同日付で施行された。2019年12月28日、第13回全国人民代表大会常務委員会は修正された新証券法を可決し、これは2020年3月1日から施行された。
- ・中国証券監督管理委員会（略称：「CSRC」）が2023年2月17日に公布し、2023年3月31日に施行した国内企業海外証券発行及び上場管理試行弁法（略称：「海外証券発行及び上場弁法」）。

以下は当社に適用される中国会社法、証券法及び法令及び規則の概要である。

設立

株式会社は2名以上200名以下の発起人により設立でき、少なくとも発起人の半数は中国内に居住していなければならない。当社は中国会社法の下で株式会社として設立されている。これは、当社が法人であり、当社の登録資本が等額面価額の株式に分割されていることを意味する。当社の株主の義務は彼らが保有する株式の金額に限定され、当社は当社の債権者に対して当社総資産と同額の責任を負う。

中国会社法に基づき、当社は他の企業に投資をすることができるが、当社がその投資に対して連帯責任を負わないことが法律で規定されている場合は、その規定が優先される。

発行株式が全額払込まれてから30日以内に発起人は設立総会を招集し、設立総会の15日前までにその開催日につき全ての引受人へ通知をなすか公告を行う。設立総会は、会社議決権の50%超を表章する株式を所有する株主の出席をもってのみ開催される。設立総会においては、発起人が提案する定款案の採択及び会社取締役会及び監査役会の選任等の事項が議案となる。決議はすべて、議決権の過半数を有する株式引受人が出席している総会の承認を必要とする。

設立総会終了後30日以内に、取締役会は代表者が登録機関に会社設立の登記を申請する権限を与えるものとする。所管する工商管理局から登記の承認が与えられ、営業許可が発行された後、会社は正式に設立され、法人としての地位を持つ。公募により設立された会社は、記録のために国务院の関連登録機関証券管理部門に株式募集記録を提出し、目論見書を公表する。

株式会社の発起人には、（ ）会社が設立出来なかった場合、設立過程において発生した費用及び債務の支払につき連帯責任を負い、（ ）会社が設立出来なかった場合、預かり期間中の銀行金利での利息を含めて払込金額の引受人への払戻しにつき連帯責任を負い、さらに（ ）会社設立過程において発起人の過失の結果会社が蒙った損害につき責任を有する。

1993年4月22日付けで国务院が公布した株式の発行及び取引の管理に関する暫定規定（この規制は中国内の株式の発行及び取引並びにその関連業務のみに適用される。）に従い、会社が募集により設立される場合、かかる会社の発起人及び取締役は、目論見書に署名をし、目論見書に誤った又は深刻な誤解を招く表現が含まれないよう、また重要情報の脱落がないよう確認し、目論見書の内容の正確性につき責任を引受けることを要求される。

設立過程

国家経済貿易委員会（現中華人民共和国商務部）から承認を受けた後で、当社の取締役会は承認証書、会社定款及び資本証明報告書を含む申請書を、国家工商行政管理総局に提出した。国家工商行政管理総局は2002年9月10日に当社の事業免許を発行した。

登録資本

当社登録資本は北京市市場監督管理局に登録された払込済資本と同額である。

株式の割当て及び発行

当社株式の発行はすべて、透明、平等及び公平の原則に基づく。同種の株式は同等の権利を持たなければならない。当社株式の各発行に関し、各株式への割当て条件（引受価格を含む。）は同種の他の株式と同一でなければならない。当社は株式を額面価格又は割増価格で発行することができるが、額面以下で発行することはできない。

当社が海外の一般公衆に当社株式を売出すにはCSRCへの届出手続きを行わなければならない。海外証券発行及び上場弁法に従い、当社が過去に有価証券の発行及び上場を行った同一の海外市場における後続の有価証券の発行は、発行の完了後3営業日以内にCSRCに届出を行わなければならない。その他の海外市場における後続の有価証券の発行及び上場は、新規公開としてCSRCに届出を行わなければならない。

記名式又は無記名株式

発起人は現金で又は現物又は知的所有権、土地利用権、新株予約権、債権者の権利、若しくは評価可能かつ法的に譲渡可能なその他の資産により資本拠出をなすことができる。当社が外国投資家に発行し海外で上場されている株式は、記名式に限られ、人民元建てで外貨により引受ができる。香港、マカオ及び台湾地域からの投資家により購入され、香港で上場されている株式は、「海外上場外国投資株式」のひとつの形式として知られる。

当社は記名式株式で発行されたすべての株式の株主名簿を維持することを求められる。株主の詳細、各株主が保有する株式の種類及び数などの情報を名簿に記載することが要求されている。

適用ある中国法に従い、当社が発行する株式はすべて記名株式であるものとされ、2024年7月1日に施行された中国会社法の改正により、当社は無記名株式を発行することができなくなった。

株式資本の増加

当社は新株発行につき株主の承認を得なければならない。当社が新株式の引受けを完了した後で、当社は北京市市場監督管理局に登録株式の増加を登録し、公告をしなければならない。

株式資本の減少

当社は当社の登録資本を以下の手続きに従い減少することができる。

- ・当社は現在の貸借対照表と財産目録を作成する。
- ・当社株主は株主総会において登録資本の減少を承認する。
- ・当社は減資を承認する決議の可決後、10日以内に資本減少につき当社債権者に通知し、30日以内に新聞紙上又は指定されたシステムで減資の公告を掲載する。
- ・当社債権者は法定の期間内に、当社に債務の支払又は債務に対する保証の提供を要求できる、及び
- ・当社は北京市市場監督管理局に登録資本の減少を登記する。

当社が登録資本を減少させる場合、当社は、法律又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、株主が保有する出資金又は株式数に応じて出資金又は株式数を減少させるものとする。

株式買戻し

会社は、以下のいずれかの場合以外の場合において自社株式を購入することはできない。（ ）自社登録資本を減少させる場合、（ ）自社株式を保有する他の会社との合併の場合、（ ）従業員による株式所有制度又は株式報奨制度を実施する場合、（ ）合併及び株主総会の分割決議に反対する株主が会社による株式購入を要求する場合、（ ）上場会社が発行した転換社債と交換する場合、（ ）上場会社が当該会社及びその株主の価値を維持する場合である。上記（ ）及び（ ）の理由で自社株式を購入するためには、会社は株主総会の決議により承認を受けるとされる。上記（ ）、（ ）及び（ ）の理由で自社株式を購入するためには、会社の定款に定められるとおり、取締役会に出席する取締役の3分の2以上による賛成多数又は株主総会における承認が必要とされる。（ ）の場合、会社は購入後10日以内にその購入株式分を消却しなければならない。上記（ ）、（ ）及び（ ）の場合における自社株式の購入は、会社の発行済株式総数の10%を越えてはならず、株式は3年以内に譲渡又は消却されなければならない。

()、()及び()の場合、上場会社は、証券取引所において株主に対する公開買付の手段により、自社株を購入しなければならない。

会社は、従業員持株制度の実施を除き、会社又はその親会社の株式取得のために、他者に対して贈与、貸付、保証の提供又はその他の資金援助を行ってはならない。会社の利益のために、株主総会の決議又は会社の定款若しくは株主総会の承認に基づく取締役会の決議により、会社は、会社又はその親会社の株式取得のための資金援助を他者に提供することができない。ただし、提供される資金援助の総額は、発行済株式資本総額の10%を超えてはならない。取締役会の決議は、全取締役の3分の2超の賛成を得なければならない。前述の規定に違反し、会社に損害を与えた取締役、監査役又は上級管理者は、賠償責任を負うものとする。

当社定款は、当社が当社株式を株主への一般申込みにより買戻し、又は証券取引所を通じ、若しくは市場外契約により買入れることができる旨規定している。

当社株式買戻し後、当社は買戻した株式を消却し、登記明細を変更し、10日以内に公告を発行することを求められている。

株式の譲渡

当社株式は、中国会社法及び中国証券法のような適用法令に従い譲渡することができる。

新規公開前に中国電信集团有限公司(チャイナ・テレコミュニケーションズ・コーポレーション)に発行された株式は、証券取引所での募集開始後1年間は譲渡できない。ただし、会社の株主又は実質的な支配者が保有する株式の譲渡制限については、法律、行政上の規制又は國務院の証券監督当局の特別規定に従わなければならない。

上記の制限に加え、当社取締役、監査役又はマネージャーは、任命時に決定される在任期間中は毎年その保有株式の25%のみを譲渡することが可能であり、退職後半年間はその株式を譲渡することができない。担保に供されている株式の場合、質権者は、法律又は行政規則で定められた譲渡制限期間中は、質権を行使することができない。

中国会社法は個人株主の株主比率を制限しない。

株主

中国会社法の下では、当社株主は以下の権利を有する。

- ・株主総会に本人又は本人に代わり代理人が出席し議決権を行使する。
- ・当社定款、株主名簿、株主総会議事録、取締役会の決議、監査役会の決議、財務報告書及び会計伝票を検査し、提案をし、当社業務に関する質問を行う。
- ・関連法規に従い、香港証券取引所又は上海証券取引所において株式を譲渡する。
- ・当社が解散又は清算される場合、剰余財産の比例按分割合を受ける。
- ・株主総会又は取締役会で可決された決議の手続きが適用法規、管理上の規制又は定款に抵触する場合、あるいは株主総会又は取締役会で可決された決議の内容が定款に抵触する場合、人民法院に訴訟手続きを提起する。
- ・取締役又はマネージャーの行為が法規、行政上の規制、又は定款に違反する場合、あるいは、かかる人員が職務の遂行の結果として会社が損害を被った場合、取締役又は上級管理者に対して訴訟を起こす、及び
- ・会社定款に記載のその他の株主の権利。

株主の義務には会社定款に従った義務、申込み株式に関する申込金の支払義務、株主が引受ける株式に関して支払うことを同意した申込金の範囲で会社の債務及び負債に責任を持つ義務、及び適用法、行政上の規制、又は会社定款に記載の株主のその他義務がある。

当社株主の責任はその保有する株式の金額に限定される。

株主総会

中国会社法に基づき、当社株主は株主総会で以下の権限を行使できる。

- ・経営方針及び投資計画の決定。
- ・当社取締役及び従業員代表ではない監査役の選任及び解任並びに取締役及び監査役の報酬に関連する事項の決定。
- ・取締役会及び監査役会の報告の検討及び承認。
- ・年次財務予算、最終決算及び年次報告書の検討及び承認。
- ・利益分配計画及び損失回収計画の検討及び承認。
- ・株式資本の増減及びいかなる種類株式、ワラント又はその他類似した有価証券の発行の承認。
- ・当社の合併、分割、解散及び清算又は会社形態の変更の承認。
- ・債券発行の承認又は債券発行に関する決議を行う権限の取締役会への付与。
- ・当社にサービスを提供する会計事務所との契約、解任又は非更新の承認。
- ・当社定款変更の承認。
- ・議決権を有する当社株式の3%以上を保有する株主により提出された提案の検討及び承認。

- ・基準を満たす保証の検討及び承認。
- ・1年以内における直近の監査済総資産の30%を超える重要な資産の購入又は処分に関する事項の検討及び承認。
- ・収益の用途の変更に関する事項の検討及び承認。
- ・株式報奨制度及び従業員による株式所有制度の検討。
- ・法律、行政上の規則、部門規則、関連する規制文書及び当社の株式が上場されている場所の証券監督当局の要件に基づき株主総会で承認される関連当事者間取引の検討及び承認。
- ・その他のいかなる項目も、適用法、行政上の規制、部門規則、関連する規制文書、当社の株式が上場している証券取引所規則又は定款に則り、株主総会にて株主による決議で可決される必要がある。

株主総会には年次株主総会と臨時株主総会がある。年次株主総会は毎年1回開催しなければならない。当社取締役会は、以下のいずれかの状況が発生した後2ヶ月以内に臨時株主総会を招集しなければならない。

- ・当社取締役の人数が当社定款記載の数の3分の2又は中国会社法に定める数を下回った場合。
- ・未回収損失が当社株式資本総額の3分の1に達した場合。
- ・当社株式の10%以上の所有者（単独又は集合として）による請求がある場合。
- ・当社取締役会又は監査役会が係る総会が必要であるとみなした場合。
- ・独立取締役の請求によるもので、その目的のために開催される特別会議において、全独立取締役の過半数の承認を得た場合、又は
- ・その他当社定款の定める事由のある場合。

当社株主総会は取締役会が招集し、取締役会会長が議長を務める。中国会社法に基づき、当社は、年次株主総会の場合は20日以上前まで又は臨時株主総会の場合は15日以上前までに書面による通知をなす義務があり、この通知には検討事項及び総会の日時と場所を明記しなければならない。議決権の1%以上を所有する当社株主は、株主総会招集の10日前までに、取締役会に対して書面により決議案を提出することができる。取締役会は、当該決議案を受領後2日以内に他の株主に通知し、当該決議案を株主総会の審議に付さなければならない（ただし、法律、行政上の規制若しくは当社定款に違反するもの又は株主総会の権限に属しないものを除く。）。当社は、株主が決議案を提出するために必要な持株比率を増加させないものとする。

株主総会に出席した各株主は、優先株式の株主を除き、所有する各株式につき1議決権の権利がある。株主は代理人を指名して自己を代理して株主総会に出席させ、議決権を行使できる。株主総会に提案される普通決議は本人又は代理人が総会に出席している株主による投票の過半数により可決される。ただし、特別決議及び以下の決議は本人又は代理人が総会に出席している株主による投票の3分の2以上の投票により承認されなければならない。（ ）定款の変更、（ ）合併、分割、解散又は会社構造の変更（ ）資本の増減又は種類株式、債券及び証券の発行、及び（ ）その他、その性質から会社としての当社に大きな影響を与える可能性があるため、特別決議で採択すべきであると株主が普通決議で決議した事項。

当社定款に従い、種類株主の権利の修正又は廃棄の場合、当社は種類株主総会を開催することが求められる。A株式の所有者とH株式の所有者は異なる種類の株主とみなされる。

取締役

当社の定款の規定により、当社の取締役会は12名の取締役により構成される。当社取締役の任期は定款により決定されるが、3年を超えてはならない。当社の取締役は再選されれば何期でも連続して務めることができる。当社取締役会は以下の権限を行使できる。

- ・株主総会の招集及びかかる総会における株主への業務報告。
- ・総会において株主が可決した決議の実施。
- ・当事業計画及び投資スキームの決定。
- ・当社利益処分案及び損失回復計画の策定。
- ・当社登録資本の増減計画及び債券発行計画の策定。
- ・合併、分割、解散又は組織変更の計画の策定。
- ・当社の内部統制組織の構築に関する決定。
- ・当社マネージャーの選任又は解任及びその報酬の決定並びに、当社マネージャーの指名に基づく副マネージャー及び財務会計責任者の選任又は解任の決定。
- ・当社の基本的経営体制の策定、及び
- ・その他当社定款の定める又は株主総会により付与された義務及び権限の行使。

当社定款に定める取締役会の権限に対する制限は、善意の第三者に対抗できないものとする。

取締役会

当社取締役は毎年最低2回、定期取締役会を持つ。定期取締役会の通知は開催日の少なくとも10日前までになされるものとする。当社取締役は臨時取締役会の通知期限と方法につき定めることができる。

当社定款は会議招集のためには、当社取締役の過半数（当社定款に基づき、その他の取締役を代表して取締役会に参加することを任命されたいかなる取締役を含む。）が出席することを求めている。取締役は本人又は他の取締役をその代理人に指名して取締役会に出席することができる。取締役会の決議事項に係る当社の関係者である取締役は、当該決議について自己の議決権を行使してはならず、他の取締役を代理して議決権を行使することもできない。取締役会は、過半数以上の非関係者取締役の出席で開催することができる。当該会議における決議は、非関係者取締役の過半数により可決されるものとする。出席する非関係者取締役の数が3名に満たないときは、かかる事項を株主総会に提出し、審議をしなければならない。

取締役会決議はすべて、取締役の過半数の賛成票により可決されなければならない。取締役会で可決された決議はすべて、関連する会議の議事録に記録されなければならない。議事録は会議に出席した取締役及び議事録を記録した者により署名されなければならない。取締役会決議が適用法令又は当社定款に違反し、会社としての当社に重大な損害を及ぼす結果となった場合、議案可決に参加した取締役（決議に反対票を投じ、かかる反対票が当該議事録に記録された取締役を除く。）は、個人的に会社に対し責任を有する。

取締役会会長

当社の会長は取締役会により選任されるが、過半数の取締役の承認を得なければならない。会長は当社の法的代表者であり、以下の権限を行使できる。

- ・株主総会の議長となる、また取締役会を招集しその議長となる。
- ・取締役会決議の実施を審査する。
- ・取締役会の重要文書及び当社の法的代表者が署名したその他の文書に署名する、及び
- ・取締役会に授権されたその他の義務

取締役の資格

中国会社法は、以下の者が当社取締役に就任できない旨規定している。

- ・民事責任を負うことができない又は同責任を負うに関して限られた能力しかもたない者。
- ・贈収賄、買収、財産流用、又は社会経済秩序を乱した罪により有罪判決を受けた者で、その刑の執行が終了した日より5年を経過していない者又は執行猶予に付され、執行猶予期間終了後2年を経過していない者。
- ・政治的権利を剥奪され、かかる剥奪の終了時から5年を経過していない者。
- ・管理不行届きにより破産した、及び清算された会社又は企業の元取締役、工場マネージャー又はマネージャーで、かかる会社又は企業の破産及び清算に関し個人的に責任のある者で、かかる会社又は企業の清算終了日から3年を経過していない者。
- ・不法な営業により事業免許を取消された又は閉鎖を命じられた企業の法的代表者及びかかる取消しに個人的に責任のある者で、当該企業が事業免許を取消された又は閉鎖を命じられた日から3年を経過していない者、又は

- ・期限が到来しても返済をしていない比較的高額の借金を負う者で、人民法院により債務不履行者として登録されている者。

会社が上記の規定に従わずに取締役を選出・任命する場合、かかる選出又は任命は無効とされる。上記に該当する現役取締役は、その職を解任される。

取締役として行為する上でのその他の欠格事由は、当社定款に定められている。

監査役会

当社は、3名以上の監査役による監査役会を確立することを要求されている。監査役会は以下の事項に関し責任を持つ。

- ・当社の会計検査。
- ・当社取締役及び上級管理職の監督、同取締役及び上級管理職が関連法規及び当社定款に従い職務を遂行しているかの確認及び同取締役及び上級管理職の更迭の提案。
- ・当社利益に悪影響を及ぼす行為を修正するよう当社取締役及び上級管理職に要請する。
- ・取締役会が株主総会に提出する予定の財務諸表、事業報告書、利益分配計画及びその他財務諸表を確認し、かかる書類につき疑問がある場合、疑わしい書類の検証にあたる補佐に公認会計士及び開業会計監査人を当社の代理として任命する。
- ・臨時株主総会の招集の提案。
- ・株主総会における決議の提案。
- ・当社取締役又は上級管理職の行為が法律、行政上の規制又は当社定款に違反する場合、若しくはその職務遂行の結果当社が損害を被る場合の、当該取締役又はマネージャーに対する訴訟の提起、及び
- ・当社定款に特定されたその他の義務の遂行。

監査役はオブザーバーとして当社取締役会に出席することができ、取締役会決議に対し質問又は提案をすることができる。

当社定款に基づき、監査役会決議の通過には当社監査役の半数以上の賛成票を必要とする。

当社監査役会の構成員は、当社従業員により選任された代表者及び当社株主総会により選任された代表者を含む。取締役又は上級役員は監査役を兼任することはできない。当社監査役の任期は3年で、再選されれば何期でも連続して務めることができる。当社定款が定めるところの取締役として行為する上での欠格事由は、監査役にも該当する。

マネージャー及び役員

当社は、取締役会が指名し、また解任できるマネージャーを置くことを義務付けられている。当社マネージャーは取締役会に対し責任を負い、以下の権限を行使できる。

- ・当社の生産、業務及び管理を監査し、取締役会決議を実行する。
- ・業務及び投資計画の実施を手配する。
- ・当社内管理構造を確立する計画を構築する。
- ・当社基本管理体制を策定する。
- ・当社内部規程を策定する。
- ・副マネージャー及び財務会計責任者の選任又は解任を提言し、その他の管理職役員（当社取締役会から選任又は解任されることを要する者は除く。）を選任又は解任する。
- ・取締役会に出席する、及び
- ・取締役会又は当社定款により付与されたその他の権限。

当社定款が定めるところの取締役として行為する上での欠格事由は、当社マネージャー及び他の役員にも該当する。

会社の定款は、当該会社の株主、取締役、監査役、マネージャー及びその他の役員に対し拘束力を持つものとする。かかる者は、定款に従いその権利を行使する権利、調停の申請をする権利、及び提訴する権利を持つものとする。

取締役、監査役、マネージャー及び役員

中国会社法は、当社の取締役、監査役、マネージャー及び役員が関連法令及び当社定款に従うこと、職務を正当に果たすこと、及び当社の利益を守ることを要件としている。当社定款は、当社取締役、監査役、マネージャー及び役員は当社に対し受託義務を負う旨を定め、職務を忠実に果たすこと、当社の企業利益を守ること及び個人的利得のためにその立場を濫用しないことを要件としている。更に、当社取締役、監査役、マネージャー及び役員は、守秘義務に従うことを要請されており、また、関連法令又は当社株主が要請する場合を除き、一定の情報の漏洩を禁止されている。

当社取締役、監査役、マネージャー又は役員が、その職務の遂行において法令又は当社定款に反し、かかる行為が当社の損失を招いた場合、かかる者は個人的に当社に対し責任を負う。

財務及び経理

当社は、関連法令並びに財政部及び国務院の定めた規則に従った財務及び経理システムを設定することを要請されている。

当社は、また、会計年度末毎の財務諸表の作成を要請されている。かかる財務諸表は当社の貸借対照表、損益計算書、財務状況及びその変化及び利益処分案が含まれる。当社は、年次株主総会の少なくとも20日前までに当社財務諸表を当社株主による検討のため当社株主に提出することが義務付けられている。また、当社はその財務諸表を公告の形式で公表しなくてはならない。

当社は中国法により、当社の税引後利益から当社株主への配当前に以下の繰入れを行うこと求められている。

- ・ 当社税引後利益の10%は法定準備金へ繰入れなければならない。ただし当社の累積法定準備金が当社登録資本の50%を超えている場合は、組入れの必要はない、及び
- ・ 当社株主総会の承認を得ることを条件として、法定準備金への必要額の繰入れ後、当社税引後利益から任意額を任意準備金へ繰入れることができる。

税引後利益から、損失を回復し、法定準備金へ繰入れ後、残額を当社株主に対しその株式保有比率に従って配当を行うことができる。

法定準備金の金額が過年度の損失を回復するのに足りない場合、当社現在年度の利益を法定準備金への割当前に、かかる損失の回復に充当しなければならない。

当社準備金は法定準備金、任意準備金及び資本準備金により構成されている。当社資本準備金は当社株式の額面超過金及び政府財務当局により要件とされている資本準備金として扱われる金額により構成されている。

当社準備金は以下の目的に充当しなければならない。

- ・ 損失の回復。損失を回復する際は、第一に法定準備金及び任意準備金が利用される。それでもなお損失が回復されない場合には、規定の定めるところにより、資本準備金を利用することができる。
- ・ 当社の業務運営の拡大、及び
- ・ 株主に対するその現存の株式保有比率に従った新株発行による、又は当該株主に現在保有されている株式の額面金額を増加することによる、登記株式資本の払込み。ただし法定準備金が登録資本に変換された場合、かかる変換後の法定準備金の残額は、当社登録資本の25%未満であってはならない。

< 中略 >

譲渡制限及び株主名簿

< 中略 >

2024年6月30日現在、58,476,519,174株（発行済株式総数の63.90%に相当）は中国電信集团有限公司が発起人株式（中国会社法に定義されている。）として保有している。中国会社法（2018年に改正済）の下では、発起人の株式は会社の設立日から1年間は譲渡できないことになっている。当社のA株式上場時における中国電信集团有限公司との約定に従い、中国電信集团有限公司が保有する株式は上場後36ヶ月以内に譲渡することはできない。

< 中略 >

取締役会

< 中略 >

適用ある中国会社法第180条は、当社取締役に信認義務又は忠実義務を課している。

< 後略 >

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等(1)

(単位：別段の記載がない限り百万人民元)

(下段の括弧内の数値は別段の記載がない限り単位：億円)(2)

	6月30日現在又は 6月30日終了の6か月間			12月31日現在又は 12月31日終了年度	
	2022年	2023年	2024年	2022年	2023年
営業収益	242,319 (49,070)	260,664 (52,784)	268,011 (54,272)	481,448 (97,493)	513,551 (103,994)
営業利益	23,113 (4,680)	25,508 (5,165)	27,260 (5,520)	33,427 (6,769)	37,128 (7,518)
当社株主に帰属する利益	18,291 (3,704)	20,153 (4,081)	21,812 (4,417)	27,593 (5,588)	30,446 (6,165)
当社株主に帰属する資本合計	431,594 (87,398)	445,568 (90,228)	456,279 (92,396)	432,089 (87,498)	442,926 (89,693)
総資産額	783,849 (158,729)	840,386 (170,178)	870,991 (176,376)	807,698 (163,559)	835,814 (169,252)
1株当たり純資産額 (人民元/円)(3)	4.72 (95.58)	4.87 (98.62)	4.99 (101.05)	4.72 (95.58)	4.84 (98.01)
1株当たり中間(当期)純利益 (人民元/円)(4)	0.20 (4.05)	0.22 (4.46)	0.24 (4.86)	0.30 (6.08)	0.33 (6.68)
自己資本利益率(5)	4.24%	4.52%	4.78%	6.39%	6.87%
営業活動によるキャッシュ純額	65,097 (13,182)	65,536 (13,271)	58,700 (11,887)	136,432 (27,627)	137,508 (27,845)
投資活動により使用されたキャッシュ純額	(34,729) ((7,033))	(32,978) ((6,678))	(50,103) ((10,146))	(96,796) ((19,601))	(95,492) ((19,337))
財務活動により使用されたキャッシュ純額	(27,141) ((5,496))	(21,401) ((4,334))	(14,583) ((2,953))	(40,906) ((8,283))	(33,477) ((6,779))
現金及び現金同等物の中間期末(年度末)残高	76,836 (15,559)	83,698 (16,949)	75,072 (15,202)	72,465 (14,674)	81,046 (16,412)
従業員数(人)	277,027	275,457	273,530	280,683	278,539

(1) 表は当社の経営指標の抜粋を示している。当社の財務書類はIFRS会計基準に従って作成され表示されている。

(2) 日本円は、1人民元=20.25円(中国の国家外国為替管理局が発表した2024年8月29日の基準為替レートを基に計算した換算レート)で換算されている。

(3) 1株当たり純資産額は、発行済株式数で当社株主に帰属する資本合計を除いて算出している。

(4) 1株当たり中間(当期)純利益は、発行済株式数で当社株主に帰属する利益を除いて算出している。なお、潜在普通株式は存在しないため、希薄化後1株当たり利益額は提示されていない。

(5) 自己資本利益率は、当社株主に帰属する利益を当社株主に帰属する資本合計で除いて算出している。

2【事業の内容】

当該半期中において、事業の内容に重要な異動はなかった。「第3 事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」も参照のこと。

3【関係会社の状況】

(1) 親会社

(2024年6月30日現在)

名称	所在地	資本金 (人民元)	業種	株式の 所有割合
中国電信集团公司	中国100033北京市西城区金融大街31号	213,784,970,000	電気通信サービス	63.90%

(2) 子会社

当社の子会社に関する詳細は以下の通りである。

(2024年6月30日現在)

名称	設立地	発行済払込済株式資本 / 登録資本 (単位記載のないものは百万人民元)	所有割合	業種
チャイナ・テレコム・デジタル・インテリジェンス・テクノロジー有限公司	中国	3,000	100%	システム・インテグレーション及びコンサルティング・サービスの提供
チャイナ・テレコム・グローバル 有限公司	香港特別行政区	168百万香港ドル	100%	電気通信サービスの提供
チャイナ・テレコム・ベスト・トーン情報サービス有限公司	中国	350	100%	「ベスト・トーン」情報サービスの提供
天翼電信終端有限公司	中国	500	100%	電気通信端末機器の販売
iMUSIC カルチャー&テクノロジー有限公司	中国	250	100%	音楽制作及び関連情報サービスの提供
天翼資本控股有限公司	中国	5,000	100%	資本投資及びコンサルティング・サービスの提供
中国電信集団財務有限公司	中国	5,000	70%	資本及び金融管理サービスの提供
チャイナ・テレコム・クラウド・テクノロジー有限公司	中国	4,764	89%	クラウド製品及びサービスの提供
イーサーフィン・デジタル・ライフ・テクノロジー有限公司	中国	900	100%	デジタルライフに関連する総合ソリューションの提供
臨港算力(上海)科技有限公司	中国	900	100%	コンピューティング・パワーサービスの提供
上海信息产业(集团)有限公司	中国	297	100%	通信工学設計及びシステム端末開発サービスの提供
天翼物聯科技有限公司	中国	1,000	100%	IoTサービスの提供
中電信智能網絡科技有限公司	中国	900	100%	オペレーション及びサポート技術サービスの提供
天翼安全科技有限公司	中国	500	100%	ネットワーク情報セキュリティ・サービスの提供
チャイナ・テレコム・デジタルシティ・テクノロジー有限公司	中国	3,500	100%	ITシステム統合及び技術サービスの提供
チャイナ・テレコム・人工知能テクノロジー(北京)有限公司	中国	3,000	100%	人工知能(AI)製品及びサービスの提供

イーサーフィン・ビジョン・テクノロジー有限公司	中国	1,000	100%	インターネット・オブ・ビ デオ・シングス（IoT） サービスの提供
チャイナ・テレコム・量子情報技術 グループ有限公司	中国	3,000	100%	量子コミュニケーション及 び量子コンピューティング 技術サービスの提供

（注）当社が70%の持分を保有する中国電信財務及び当社が89%を保有するチャイナ・テレコム・クラウド・テクノロジー有限公司を除いては、上記の子会社はすべて当社の直接的又は間接的完全子会社である。当グループの子会社はいかなる重要な非支配持分も有していない。

4【従業員の状況】

2024年6月30日現在の当社従業員数は273,530人であった。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当該半期中、当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について重要な変更はなかった。下記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」も参照のこと。

2【事業等のリスク】

本項における将来に関する事項の記載は、いずれも当該半期末現在において判断したものである。

潜在的リスク

経済環境及び政策環境への適応上のリスク

現在、世界経済は深刻な循環的及び構造的変化を遂げており、経済成長の勢いは不十分で、成長も鈍化している。AIに代表される情報技術の広範な応用は、イノベーション及び成長モードの転換を促進し、伝統的な生産モードを変化させ、それが人類社会に重大な影響を与える。当社内部のクラウド化及びデジタル・トランスフォーメーション並びに組織的調整はさらなる深化が必要であり、開発モードの転換を推進し、効果的な質の向上及び合理的な量的成長を促進する基盤はさらに統合されなければならない。当社は、市場、技術及び事業の発展動向に積極的に適応し、科学技術革新を強化し、改革及び開放を深化させ、発展における新たな勢い及び新たな優位性を絶えず形成し、企業変革を加速させることで、サービス志向、技術志向及び安全志向の企業になるであろう。

科学技術革新に関するリスク

科学技術革命及び産業変革の新たなラウンドは急速に発展し、多くの新しいシーン、新しいビジネス形態及び新しいモデルを生み出している。大型モデルは爆発的な成長傾向を示している。コンピューティングパワー・サービス及びクラウドサービスは発展における主要な方向性となり、データ要素の価値は急速に解放された。当社の科学技術革新及び独自の研究開発並びに製品の管理能力は絶えず改善される必要がある。当社は、引き続き重要な中核技術のブレークスルーを目指し、戦略的新興事業及び未来産業の周辺における高水準の科学技術革新プラットフォームの配備をさらに拡大し、研究開発の効率及び成果を高め、人材による企業強化プロジェクトを強力に実施していく。

ネットワーク及びデータ・セキュリティ上のリスク

ネットワーク及びデータ・セキュリティの問題は、複雑さと多様性という特徴を示している。サイバー攻撃発生の基準値が大幅に下がった一方で、攻撃の規模は著しく拡大している。新たな技術及び新たなシーンがもたらすセキュリティリスクは増大し、ハイブリッドなマルチクラウド環境のダイナミックな特性がセキュリティ監視をより複雑にしている。法規制を遵守したデータ利用及びデータ漏洩の防止は新たな課題に直面している。当社のネットワーク及びデータ・セキュリティ体制はさらに改善され、ネットワーク及びデータ・セキュリティを維持する能力は継続的に強化されなければならない。当社は、ネットワーク及びデータセキュリティ・システムの構築をさらに強化し、ネットワーク・セキュリティ保護能力を高め、極端なシーンのリスク防止を強化し、中核ネットワーク技術の独立性及び自己制御能力を向上させる。当社は、データ・セキュリティ及びユーザーの個人情報の保護をさらに深化させ、不正防止ガバナンスの組織及び能力の構築を改善し、データ及び個人情報のセキュリティを効果的に保護していく。

戦略的新興事業及び未来産業がもたらす新興事業のリスク

戦略的新興事業及び未来産業の発展には不確実性が多い。デジタルサービス市場の競争はより多様化し、大型モデル及びインテリジェント・コンピューティング・クラウドといった事業分野での競争は熾烈を極めていいる。当社の新興事業の研究開発及び応用能力はさらに改善されなければならない。当社は顧客のニーズに関する洞察をさらに深め、エコロジカルな連携をさらに強化し、研究開発への投資を増やし、シーンベースのソリューションの創造を強化し、差別化及び標準化された製品及びサービスの推進を加速させ、戦略的新興事業の急速な発展を推進していく。

国際的な事業運営上のリスク

世界情勢の変化、当社の事業及び投資が所在する国及び地域の政策環境の変化などの要因が絡み合い、国際的な事業展開における不確実性が高まっている。当社には、海外製品サービス、政府及び企業向け製品の開発及び運営能力並びに販売チャンネルの拡大という点で、まだ一定の不備がある。当社は、国際情勢の変化を注視し、関連する国及び地域の政策及び規則の変化に注目し、積極的に法律及び規則を利用して当社の合法的な権利及び利益を保護していく。当社は、海外コンプライアンス管理及びリスク防止体制の構築を強化し、リスク評価を実施し、国際的な事業運営を定期的に追跡及び監視し、リスク対応能力を高めていく。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

現在、科学技術革命及び産業変革の新たなラウンドの発展は深化しており、一方で豊富なユースケースはより良いデジタルライフへの人々の願望を絶えず満たし、業界及び当社に質の高い発展をさらに推進する貴重な機会をもたらしている。2024年上半期、当社は発展の機会をしっかりと掴み、新たな発展の原則を完全かつ正確に、そして全面的に実行し、サイバーパワー及びデジタルチャイナを構築し、ネットワーク及び情報セキュリティを保護する当社の責任を毅然と果たした。当社はクラウド化及びデジタル・トランスフォーメーション戦略の実施をさらに深化させ、デジタル情報インフラのインテリジェントかつグリーンな進化及びアップグレードを加速させた。当社は、高品質の製品及びサービスの供給を増加し、戦略的新興事業の規模拡大を加速した。当社は、改革及び開放を全面的に深化させ、自社の状況に照らして、新たな質の生産力の拡大を加速させた。当社は改革及び開放を全面的に深化させ、自身の状況に照らして新しい質の高い生産力の開発を加速させた。当社は「3つの志向」を有する企業に発展するよう努力し、中核機能をさらに強化し、中核競争力を強化した。当社は、質の高い開発により新たな成果を達成し、電気通信を強みとして中国の現代化の進展に貢献した。

全体的な結果

2024年上半期の当社の営業収益は、前年比2.8%増の268.0十億人民元となった。このうち、サービスによる収益¹は246.2十億人民元で、前年比4.3%の増加を示し、引き続き業界の成長率を上回った。EBITDA²は76.8十億人民元で、前年比4.7%増となった。純利益³は21.8十億人民元で、前年比8.2%増となった。基本的1株当たり利益は0.24人民元であった。資本支出は47.2十億人民元であり、フリーキャッシュフロー⁴は15.5十億人民元に達した。

当社は、基幹事業からの安定的な収益成長を達成するとともに、アプリケーション変革による価値強化を推進し、契約者価値は継続的に上昇した。産業デジタル化事業からの収益は好調に伸び、開発の質は着実に向上した。上半期のモバイル通信サービス収益は105.2十億人民元であり、前年比の3.6%増であった。このうちモバイル付加価値及びアプリケーションからの収益は、前年比17.1%増の18.1十億人民元であった。モバイル加入者の純増数は9.08百万人であり、総加入者数は417百万人に達した。モバイルARPUは46.3人民元に達した。

有線及びスマートファミリーサービスの収益は前年比3.2%増の64.0十億人民元であった。このうち、スマートファミリー事業からの収益は前年比14.4%増の10.7十億人民元であった。ブロードバンド加入者数は、3.19百万人が純増し193百万人に達した。ブロードバンド・ブレンダARPUは48.3人民元に達した。産業デジタル化からの収益は、前年比7.2%増の73.7十億人民元であり、これはサービス収益の30.0%を占め、前年比で0.8パーセンテージ・ポイント増加した。チャイナ・テレコム・クラウドからの収益は55.2十億人民元で、前年比で20.4%増加した。

当社は株主還元を重視しており、収益力及びキャッシュ・フロー創出力を高めようとしている。当社取締役会は、2024年も中間配当を引続き行うことを決議しており、現金による利益分配は2024年上半期の当社株主に帰属する利益の70%以上、すなわち1株当たり0.1671人民元（税引前）であり、前年同期比16.7%の増加となった。2024年から3年以内に、現金による利益分配は徐々に増加し、同年の当社株主に帰属する利益の75%超となり、株主にとってより多くの価値を継続的に創出していく。

「3つの志向」を有する企業づくりを力強く推進し、質の高い発展で新たな成果を達成する。

基幹事業及び産業デジタル化事業の両輪を原動力とし、サービス志向の企業の構築を着実に推進する。

顧客志向のアプローチを堅持し、クラウド、人工知能（AI）、量子及び衛星などの新たな要素の標準製品への統合を加速し、当社は、製品能力、事業価値及びサービスレベルをさらに向上させた。当社は、顧客、ホーム、ビジネス、政府（CHBG）の統合されたシーンに焦点を当て、コンテンツの充実及びプラットフォームのインテリジェントなアップグレードを加速させ、デジタル・プラットフォーム事業及び基幹の接続性の規模を拡大し、あらゆる面でサービス志向の企業構築を推進した。個人顧客向けには、5Gアプリケーション及び個人端末の革新をさらに推進した。アプリケーションの面では、コミュニケーション・アシスタント、動画付きカラー着信音及びチャイナ・テレコム・クラウド・ドライブなどのアプリケーションのAIアップグレードを加速させた。当社はまた、量子暗号化通話及びメッセージ並びに衛星直接接続携帯電話などの差別化事業の規模拡大を強化し、世界初の衛星直接接続自動車サービスを展開した。携帯電話の分野では、当社は、インテリジェントで便利な通信サービスを求める個人顧客の需要を満たすため、通信事業者がカスタマイズし、独自の大型モデルを組み込んだ初のAI携帯電話を発売した。家庭顧客向けには、Fiber to Room（FTTR）のアップグレード及びギガビット・ブロードバンド・アプリケーションの拡大をさらに進めた。当社は、クラウド・コンピューター及びクラウド型ホームモニターなどの機器のAIアップグレードを継続的に推進し、AIアップグレードをさらに強化するとともに、スマートファミリー、スマートコミュニティ、デジタルビレッジ及びIoVT（Internet of Video Things）などのプラットフォームの統合及び相互推進をさらに強化した。当社は、家庭向けアプリケーションをさらに充実させ、サービス能力を引き続き強化した。当社は、「安全な家、低炭素の家及びインテリジェントな家」という家庭顧客のシーンに応じた需要を満たすため、コミュニティ/村落向けの生活サークル及びサービスサークルを構築した。政府及び企業顧客に対しては、「ネットワーク+クラウド+AI+アプリケーション」を活用し、数千の産業からのデジタル化の需要を満たし、デジタル経済及び実体経済の綿密な融合を推進した。当社は、5G NICES Pro+統合製品ポートフォリオのアップグレードを推進した。5G確定性ネットワーク及び独自の産業用PON（受動光ネットワーク）により、新たな産業化分野の顧客のネットワーク構築及び運用コストは大幅に削減された。イーサーフィンIoT（モノのインターネット）プラットフォームは、億単位の超大規模端末における安全で信頼性の高いアクセス並びに十億単位のIoTネットワーク接続のオンラインセンシング及び制御をサポートし、端末ユーザー数は600百万人を超えた。当社は、AIアプリケーションの発売を促進した。政府行政ホットラインのためのXingchen大型モデルは、運営効率及び市民の生活ホットラインに対する認識を大幅に向上させた。「Xingchenスマートアンサーズ」は、SMSを通じたインテリジェントな対話のアップグレードを実現したことで、大型モデルのサービスがより手軽に数千世帯に届くようになった。キッチンモニタリング及びシティブレインなどのIoVTのベンチマークとなるユースケースは、スマートシティの発展を後押しし、シーンベースの複製及び普及を加速させた。当社は、中核的なデジタルプラットフォームの研究開発の回復及び能力革新の努力を強化し、自治体レベルの草の根ガバナンスプラットフォーム及び全領域観光プラットフォームなど、110を超えるデジタルプラットフォームの能力アップグレードを継続し、行政、工業、教育、医療及び金融など、10を超える主要産業の顧客のデジタル転換及びアップグレードをさらに後押しした。

デジタル時代の情報サービスに対する新たな需要に対応するため、当社はインテリジェント・サービス能力の強化を加速させた。当社は、テキスト、ビデオ及び音声を含むマルチモーダルなインテリジェント・サービスを開始し、そのサービス回数は月平均75百万回を超え、前年比で13.4%増加した。当社はまた、「Good Service as You Wish（あなたが望む通りの良いサービス）」サービス・イニシアチブの新たなアップグレードを推進し、これによりユーザー満足度及びサービスの評判はさらに強化及び向上された。

科学技術革新の主導的役割をさらに活用し、技術志向型企業の構築は新たな段階に入った。

当社は、ネットワーク、クラウド及びクラウド・ネットワーク統合、AI並びに量子/セキュリティという4つの技術的方向性に重点を置き、主要な中核技術のブレークスルーを達成するための努力をさらに強化し、新しい質の生産力の発展を加速させた。当社は、科学技術革新並びに研究開発システムRDO（基礎研究(R)、応用技術研究開発(D)及び運用開発(O)）の展開を完了し、研究開発の組織的システムを最適化し、基礎研究を引き続き強化した。当社はまた、科学技術革新の実証基地の構築を最適化し、科学技術成果の発表を加速した。当社は、科学技術革新及び研究開発への投入をさらに増加させ、研究開発費は前年同期比で12.5%増加した。戦略的新興産業に焦点を当て、当社は優秀な人材で構成される中核科学研究チームの構築を加速し、研究開発人員は昨年末と比較し15.3%増加した。科学者、主任専門家、上級専門家及び専門家で構成されるテクノロジーの専門家及び人材による雁行型パラダイムは基本的に具体化され、その規模は10,000人を超えた。当社は中核技術のブレークスルーを達成し、6Gインテリジェント・シンプル・ネットワーク・アーキテクチャ及び6G科学技術イノベーション実験装置を発表した。「Xirang」プラットフォームは、パブリッククラウドにおいて1万単位のGPUを管理及びスケジューリングすること

で中核技術のブレークスルーを達成し、業界初となる既存ネットワーク上での100キロメートル超の分散ロスレス・インテリジェント・コンピューティング相互接続の検証を完了した。さらに、当社は業界初となる40の方言のコード切り替えに対応した大型音声モデルを発表し、中国初のQKD（量子暗号通信）を統合した量子セキュリティ暗号システムを開発した。当社はまた、最先端の「Tianyan」量子コンピューティング・クラウド・プラットフォームをアップグレードした。当社は、科学技術革新のレベルをさらに高め、複数の最先端技術のオリジナル技術の源として承認された。当社は、クラウド・コンピューティング、量子通信及び次世代光ネットワーク革新コンソーシアムなどの革新プラットフォームを率先して構築した。2つのプロジェクトは2023年国家科学技術進歩賞⁶で一位を獲得し、それらは2023年の国有中央企業の科学技術革新の優秀企業リストにも含まれた。さらに、当社は科学技術成果の転換を精力的に推進し、専有技術のリストは前年比で40.4%増加した。独自のITシステム及びビジネスプラットフォームの比率は50.4%に達し、前年比で9.5パーセンテージ・ポイント増加した。当社は科学技術革新を活用して産業革新を推進し、クラウド・コンピューティング及びコンピューティングパワー、新世代情報通信、ビッグデータ、AI、セキュリティ、量子及びデジタル・プラットフォームを含む7つの戦略的新興事業の展開を完了した。当社は、外部への権限委譲及び社内での応用をさらに強化し、新たな成長分野の開拓を加速し、企業の経営効率向上を効果的にサポートし、高品質な発展のための新たな勢い及び優位性を創造し続けた。

セキュリティ製品及びサービスの供給能力をさらに強化し、安全な企業づくりを着実に進める。

当社は、ネットワーク及び情報セキュリティ能力の構築を強化し、リスクの監視及び保護のデジタル及びインテリジェントのレベルを高め、当社のクラウド・ネットワークの安全な運用を確保し、顧客にセキュリティ製品及びサービスを提供した。クラウド・ネットワーク・リソースの優位性及びセキュリティ技術を有機的に統合することで、当社は、持続可能、反復可能、かつ維持が容易なネットワーク・セキュリティ能力を提供するために、セキュリティ製品及びサービスを継続的に探求し、革新した。当社は、技術の応用及び進化、ネットワークの回復及びアップグレード並びに大規模なデータ集約などのシーンにおいて、ネットワーク及びデータ・セキュリティの確保を支援した。当社はまた、データ保管及びデータマスキングなどの主要機能をさらに強化した。当社は、量子技術を活用した新たなセキュリティ機能を強化した。当社は、通話、クラウド・ネットワーク及びプラットフォームなどの事業と量子技術を革新的に統合し、「quantum+」製品ポートフォリオを構築することで、差別化されたセキュリティ製品及びサービスにおける優位性を確立した。イーサーフィン・セキュリティ・ブレイン4.0製品は、独自のセキュリティ垂直大型モデルである「Xingchen - Jianwei」と深く統合され、セキュリティ運用効率及び顧客体験を効果的に向上させた。複数の保護対策を協調処理できる国内唯一の「キャリアグレード」保護プラットフォームとして、アンチDDoSクラウドダムは、ガートナー社の世界トップサービスプロバイダリストに選出された。クリーニングノードの数は64に達し、15,000超の顧客をカバーしている。ネットワーク全体のトラフィックに対するクリーニング能力は、2024年上半年に2.4テラビット/秒増加し、合計で13.68テラビット/秒となった。

改革の開放を全面的に深化させ、当社の革新的な発展活力をさらに高める。

当社は、国有企業（SOE）改革の深化及び強化行動を深く実施した。当社は、科学技術革新を中核とし、政府及び企業分野に重点を置き、「3つの志向」を有する企業として体系的な転換を深め、発展に資する制度及びメカニズムを最適化し続けた。国務院国有資産監督管理委員会が実施した国有中央企業の重点改革課題の実施評価において、当社は3年連続でA級に格付けされている。当社は、クラウド・コンピューティング、AI、量子及びその他の専門研究機関を設立し、企業戦略レベルの科学者を採用し、最先端技術のブレークスルーを目指し、産業、学術及び研究機関との綿密な連携を推進している。当社は、垂直の企業改革をさらに深化させ、市場志向の経営メカニズムを最適化し、質の高いデジタル・プラットフォーム及び製品を創造した。当社は、衛星通信分野での先行優位を強化及び拡大するために、衛星に関する子会社の設立を推し進め、衛星通信事業の質の高い発展を加速させた。当社は、クラウドコアプラットフォームをハブとした主要プロセスの最適化を全面的に推進し、市場志向の人材配置メカニズムを洗練させ、ソリューション、二次開発並びに省及び市レベルの支店における配送及び運営などの人材チームの構築を強化した。当社はまた、省レベルの支店と専門企業との間の効率的な連携を強化し、垂直統合型のサポートプロセス及び大型プロジェクトのサポートメカニズムを最適化し、区及び県レベルの支店の対象範囲の拡大を加速させ、戦略的新興事業の規模拡大を推進した。当社はとりわけ、顧客サービス、チャンネル及びクラウド・ネットワーク運営などのシステム改革を深化させ、製品運営システム、人材構造並びにプロセス及びメカニズムの継続的な最適化をサポートするために、デジタル及びインテリジェント技術の応用を強化した。戦略的新興事業の発展に伴う特徴に注目し、当社は、資源配分並びに評価及び報奨メカニズムをさらに最適化し、生産要素の配分アプローチを革新した。当社は、従業員の意欲をさらに高めるため、健全で競争力のある報酬及び報奨制度を整備した。また、科学技術人材の革新的な潜在能力を十分に刺激するため、科学研究のカテゴリー別評価制度及び評価メカニズムの最適化を加速させた。

当社は、開放的な協力のシステム及びメカニズムを最適化し、高水準の開放促進を調整し、相互に恩恵を受けることができるウィンウィンのエコロジカル・ランドスケープを創造した。当社は引き続きハイレベルな人材の開放的な協力を強化し、一流大学及び国家研究所との共同育成を強化することで、戦略的新興産業の革新シナジーを形成した。当社は引き続き、産業

チェーンの上流及び下流に沿ったエコロジカルな協力を拡大し、インテリジェント・コンピューティング・クラウド、Xingchen大型モデル、データ要素及び端末などの分野をカバーするエコロジカル・システムを構築した。当社は、低高度経済産業連盟の設立に着手し、低高度経済の産業発展を促進するための「低高度試行」行動計画を発表した。当社は、国際業務の質の高い発展をさらに推進し、海外産業協力の配置を最適化し、海外事業エコスフィアを構築した。当社は、国際事業者との連携を強化した。直接衛星接続携帯電話サービスが、香港において開始された。昆明及び海口において、完全サービスの国際通信アクセスが新設され、「一帯一路」に沿った国及び地域との協力が継続的に強化された。当社は、国際協力及び革新的なプラットフォームの構築をさらに推進し、メンバー企業の数80社を超える世界ブロードバンド協会(WBBA)の国際交流プラットフォームとしての役割及び産業イノベーションのハブとしての役割を十分に努めた。

「AI+」を深く導入し、新たな質の生産力の発展の重要な原動力の創造を加速する。

AIの発展の方向を把握し、当社は「AI+」を深く導入し、「Xingchen」をブランドとする「1+1+1+M+N」⁷という全面的なAI配備を完了した。当社は、さまざまな分野における能力の統合及び相互促進を強化し、Xingchen大型モデルシリーズの製品ポートフォリオを継続的に充実させ、数千の業界のインテリジェントな変革を後押しし、企業のコスト削減及び効率向上の実現をサポートした。インテリジェント・コンピューティング・クラウド基盤の面では、当社は最先端のインテリジェント・コンピューティング・サービス機能である「Xirang」を構築し、最高のコンピューティングパワー・スケジューリング・サービス、高効率の統合コンピューティング・アクセラレーション・サービス及び包括的なワンストップ・インテリジェント・コンピューティング・サービスを提供し、モデル・アプリケーションのエコシステムを繁栄させた。当社は、階層的なアプローチで独自のインテリジェント・コンピューティングパワーの展開を推進した。「Xirang」は、39社のパートナーから合計22 EFLOPSのさまざまな種類のインテリジェント・コンピューティングパワーへのアクセスを有している。当社は、チャイナ・テレコム・クラウド製品及びエコロジカル・マトリックスを完全にアップグレードし、チャイナ・テレコム・クラウドはインテリジェント・クラウドの新しい開発段階に入った。汎用大型モデル基盤の面においては、当社は大型基礎モデルの能力をさらに強化した。Xingchenシリーズの大型言語モデル、大型音声モデル及び大型マルチモーダルモデルのすべてが、アルゴリズム及びサービスの「二重記録」を完了した。そのうち、Xingchen大型音声モデルは、中国で初めて独自に収録された大型音声モデルである。また、当社は、ワンクリックでコードを生成し、自律的にテストを行い、エラーを修正することができる中国初のAI開発ツールである「Xingchenソフトウェア工場」をリリースした。当社はオープンソースを通じた大型モデル技術の進歩を積極的に推進し、国有中央企業の中で率先して数十億、数百億及び数兆ものパラメータを持つ様々なグレードの大型言語モデルのオープンソースを実現した。当社は、産業、教育、医療及び行政などの分野において32の大型垂直モデルを発表し、370の2Bプロジェクトに力を与えた。当社はまた、AI電話、AIクラウド・コンピューター、AI大型モデル統合機器などの標準化されたAI製品を発売し、顧客の多様なインテリジェント需要に対応した。当社はまた、顧客サービス、ネットワーク運営、事務管理及びその他の企業運営部門向けに10の社内大型モデルを発売した。アバター接客員によるインテリジェント音声サービスの割合が着実に増加する一方で、AIを活用した基地局及び設備室におけるスマート省エネ効果が引き続き顕著になっている。データ基盤の面では、当社は「データチェーンAIネットワーク(DCAN)」能力システムを立ち上げ、公共、産業及びインターネットなどの分野のデータを集約した高品質のデータセットを創造した。当社はまた、政府及び企業顧客向けに150を超えるプロジェクトを推進したXinghaiデータインテリジェント・コアプラットフォームを構築した。当社はまた、Lingze 2.0データ要素プラットフォームをアップグレードし、22の省及び市の公共データ運用及びデータインフラ構築に貢献した。データ製品スーパーマーケットモデルのパートナー数は1,300を超え、データ製品数は2,000を超えた。

デジタル情報インフラのインテリジェントかつグリーンなアップグレードを加速し、当社の質の高い発展の基礎を固める。

「ネットワークを基礎とし、クラウドを中核とすると同時に、インテリジェンスの発展の方向を把握する」ことを堅持し、当社は、デジタル情報インフラの進化及びアップグレードを引き続き推進した。当社は、クラウドインテリジェンス統合並びに学習及び推論の統合を有するコンピューティングインフラを構築し、北京-天津-河北及び長江デルタに国内トップクラスの1万GPUを搭載した全液冷プールの構築を完了し、すでに1兆パラメータレベルの大規模モデルの学習タスクに取り組んでいる。当社は、31の省に推論プールを配備することで、さまざまなAIアプリケーションからの推論需要を満たした。新たに追加されたインテリジェント・コンピューティングパワーは10 EFLOPSであり、合計で21 EFLOPSとなった。当社は、データセンターのAIデータセンターへの全面的なアップグレードを推進し、キャビネットの機動的な納入、冷却及び電力の弾力的な供給並びに効率的なエネルギー利用を実現した。AI産業が集中する豊富なコンピューティングパワー及びクリーンエネルギーを有する地域に焦点を当て、当社は、高スループット及び低レイテンシー並びにインテリジェントで包括的、かつ使いやすいコンピューティングパワー相互接続ネットワークを構築した。当社は、都市内でのレイテンシーが1ミリ秒、地域内でのレイテンシーが5ミリ秒及び地域間のレイテンシーが20ミリ秒の遅延サークルの最適化を継続し、コンピューティングパワー接続の基盤を固めた。当社は、弾力的な帯域幅及びタイムスライシングをサポートする400Gbpsのオールファイバー高速ネットワークを

構築した。当社は、AIの時代における安全で弾力的かつ包括的な伝送の需要を満たすために、量子暗号化された専用回線に関して業界内での独占的能力を有している。ギガビットファイバーネットワークの10G PONポート数は9百万を超え、都市及び町の住宅地の94%をカバーしている。当社は、50G PONネットワークの配備を実施し、主要な小地区、工業団地及び工場などにおける10ギガビット・アクセスの需要をサポートした。当社のクラウドネットワーク運用能力は引き続き強化され、ネットワーク全体の修理作業の注文量及び処理時間の両方が削減された。当社はまた、クラウド・ネットワーク・オペレーションの自動化を推進し、ネットワークの大規模モデルの構築及び適用を全面的に加速し、クラウド・ネットワーク・オペレーション及びメンテナンスの自動処理率を着実に向上させた。

当社は、中国聯通との共同構築及び共同利用をさらに深化させ、ハイバンド/ミッドバンド/ローバンドの連携及び5G/4Gの統合による高品質なネットワークを構築した。新たに追加された共同構築及び共同共有の5Gミッドバンド/ハイバンド基地局数は10万を超え、5G基地局の総数は1.31百万を超えた。当社は4Gネットワークの一本化を着実に推進し、4Gミッドバンド基地局数は2百万を超えた。当社は、800MHz/900MHzのローバンド及び700MHzのネットワーク間ローミングの共同利用を推進し、ローバンド基地局数は790,000に到達した。5Gネットワークは全国の郷以上のエリアで連続カバレッジを達成した一方で、主要なエリア及び主要なシーンにおける徹底したカバレッジ率は7.4%増加した。全国の行政村における5Gのアクセシビリティは25%増加した。モバイルネットワークのカバレッジ及び体感速度は着実に向上した。当社は引き続き5Gアドバンストの戦略的展開を強化し、あらゆる面で5Gアドバンスト機能のアップグレードを推進し、100を超える都市でレッドキャップ及びキャリアアグリゲーションの大規模展開を共同で完了した。

当社は、グリーンな発展の原則を積極的に実施した。「1248」⁸グリーン発展モデルのガイダンスに基づき、当社はクラウド・ネットワーク・インフラのグリーンアップグレードをさらに強化するため、同時にさまざまな措置を講じた。2024年上半期、電気通信サービス総量の1単位当たりの温室効果ガス排出量は前年同期比で2桁の減少を維持した。当社はあらゆる面でのグリーンデータセンターを設立し、伝統的な通信用建物のグリーン化を加速した。当社の12のデータセンターが新たに国家グリーンデータセンターに認定され、これは業界最多である。当社は設備室及び基地局のAIインテリジェントな省エネ及びグリーン化をさらに推進し、5G/4G基地局のAI省エネのカバレッジ率は96%となり、累積カバレッジは1,800の設備室及び4.95百万のセクターに達した。当社は、14,000の基地局及び280の施設ビルのグリーン化を完了した。年間の省エネ量は合計で10億kWhを超えた。当社は、グリーン電力の利用を増やすことで「許可と電力の取引統合」によるグリーン電力量は上半期に960百万kWh増加し、前年同期比で200%超増加した。クリーン生産、汚染防止及び環境保護などの分野に重点を置きながら、グリーン製品及びサービスの推進を強化することで、当社は、エコロジカル環境ビッグデータ・プラットフォーム、大気汚染の防止及び制御コマンド及びスケジューリングシステム並びにグリーン照明などの一連のグリーンソリューションを構築し、経済及び社会のグリーン化及び低炭素転換を後押しした。

コーポレート・ガバナンスの水準をさらに向上させながら積極的に社会的責任を果たす

当社は、有人宇宙船「神舟18号」の打ち上げを含む複数の重要なイベントの通信保証業務を成功裏に完了した。豪雨や洪水などの自然災害時に、衛星通信とドローンを活用し、洪水対策や災害救援活動を効果的に支援した。AI技術で農村の活性化を後押しし、農業と農村の深い融合を推進し、都市と農村のデジタルデバイドを埋めるデジタルビレッジ情報ソリューションを開発した。さらに、当社は社会福祉にも力を入れ、障害者や恵まれない人々を積極的に支援した。9万カ所以上の「介護ステーション」が842万人にサービスを提供した。当社は法律に従って従業員の権利と利益を保護し、従業員ケアのための包括的なシステムを構築し、制度的な保証を強化し続けた。また、従業員の職業能力開発の道筋を作り、従業員と会社の相互成長を目指した。

当社は、高水準のコーポレート・ガバナンスを堅持し、法令を遵守して情報開示義務を果たし、企業の透明性を高め投資家の知る権利を効果的に保護した。また、コンプライアンス管理体制の充実を図り、株主総会、取締役会及び監査役会のコンプライアンスと効率的な運営を維持し、内部統制プロセスの最適化を継続した。当社は、安定的かつ法令を遵守した経営を維持し、株主の最善かつ長期的な利益を効果的に保護した。当社の卓越したコーポレート・ガバナンスは国内外の資本市場から高い評価を受けた。また、Institutional Investorが主催する「全アジア・エグゼクティブ・チーム投票2024」において、14年連続で「アジアで最も栄誉ある企業」に選ばれたほか、「アジアで最も優れた通信会社No.1」にも選ばれた。また、「最優秀取締役会」、「最優秀ESG」、「最優秀インベスター・リレーションズ」及び「最優秀IRチーム」など複数のアワード投票において、アジアの電気通信部門でトップ3にランクインした。また、中国証券報が主催するゴールドデンプル・アワードでは、「ゴールドデンプル・モスト・インベストメント・バリュー賞」と「ゴールドデンプル・アワード香港株賞」を受賞した。さらに、中国公開会社協会から「2023年上場会社取締役会ベストプラクティス賞」を受賞した。

展望

当社のA株上場以来過去3年間にわたり、クラウド・コンピューティング、AI、ビッグデータ、量子情報などの破壊的な最先端技術は、新たなビジネスモデル、新たな産業及び新たなパターンを生み出してきた。このような変化とチャンスに直面する中、当社は基本原則を堅持し、新境地を開拓し、拡大とアップグレードを行い、クラウド化とデジタル・トランスフォーメーション戦略を全面的かつ深く実行した。当社は徹底的な改革と高水準の開放を強力に推進し、サービス志向、技術志向及び安全志向の企業への転換を加速させた。当社は引き続き質の高い発展を強化し、サービス収入の良好な伸びを達成し、収益性をさらに高め、株主還元を大幅に増加させた。当社はA株上場時に資本市場に対して行ったコミットメントを成功裏に履行し、株主と手を携えて発展の青写真を描き、発展の成果を分かち合っている。

現在、当社は質の高い発展の重要な局面にある。A株上場から3年を新たなスタートとして、当社は新たなチャンスを掴み、新たなブルーオーシャンを受け入れ、新たな勢いと新たな優位性の発展を加速させる。当社は引き続きクラウド化とデジタル・トランスフォーメーション戦略を深く実行し、各方面の改革をさらに深化させ、高品質の発展を全面的に推進する。顧客志向の原則を堅持し、より高品質で効率的、グリーンかつ安全な統合インテリジェント情報製品とアプリケーションを開発し、より良いデジタルライフを求める顧客の願望をさらに実現する。当社は、科学技術革新における企業の主要な役割をさらに強化し、自主的な革新能力を引き続き強化し、重要な中核技術のブレークスルーを目指し、科学技術成果の転換と応用を加速し、高水準の安全性を確保しながら着実かつ遠大な企業発展を確保する。当社は、企業価値を高め、積極的に利益を株主に還元し、中国の電気通信最新化の一章を力強く作り上げていく。

1. サービスによる収益は、営業収益からモバイル端末売上、有線設備売上、及びその他非サービスによる収益を減じて算出している。
2. EBITDAは、営業収益から営業費用を差し引いたものに、減価償却費を加算して算出している。EBITDAは、経営成績、負債性資金調達能力及び流動性を反映するベンチマークとして世界の電気通信業界で広く適用されているが、IFRS会計基準では経営成績と流動性の指標とはみなされていない。また、営業活動による純キャッシュを表すものでもない。さらに、当社のEBITDAは他の会社が提供する同様の指標と比較できない可能性がある。
3. 純利益は、当社株主に帰属する利益を指す。
4. フリー・キャッシュ・フローは、EBITDAから設備投資額、法人税及び土地使用权以外の使用権資産の減価償却費を差し引いて算出している。
5. 研究開発費用の成長率は、中国会計基準に基づく研究開発費用の数字を用いて算出している。
6. 当社の「次世代インターネット送信元アドレス検証アーキテクチャSAVAの主要技術と大規模応用」及び「第5世代移動通信システム(5G)の主要技術と工学応用」は、2023年国家科学技術進歩賞において第1位を獲得した。
7. 1+1+1+M+Nとは、1つのインテリジェントコンピューティングクラウド基盤、1つの汎用大規模モデル基盤、1つのデータ基盤であり、「M」は自社用大規模モデルの数を示し、「N」は大規模垂直モデルの数を示す。
8. 「1248」とは、「1」は一つの戦略的焦点すなわち「クラウド化及びデジタル・トランスフォーメーション」戦略の重要な要素としてのグリーンかつ低炭素な開発を示し、「2」は2つの優先事項すなわち社内的にグリーン開発への転換を加速すること及び社外的にグリーンな生産とライフスタイルを発展させることを示し、「4」は4つの基本戦略すなわち高品質な開発、協調的開発、持続可能な開発及び革新的開発を示し、「8」は8つの主要なグリーン・イニシアチブすなわち新たなグリーン・クラウドネットワークの構築、新たなグリーン事業の創出、新たなグリーンエコロジーの確立、新たなグリーンエンパワメントの強化、新たなグリーンテクノロジーの推進、新たなグリーン支援の統合、新たなグリーンエネルギーの開発及び新たなグリーンバリューの創出を示す。

4【経営上の重要な契約等】

単位:人民元

当社が提供した対外保証(子会社に対し提供した保証を除く。)

報告期間中に発生した保証の総額(子会社に提供したものを除く。) -

報告期間末における保証残高の総額(A)(子会社に提供したものを除く。) -

当社がその子会社に対し提供した保証

報告期間中に発生した子会社に対する保証の総額 17,813,420.70

報告期間末現在の子会社に対する保証残高の総額(B) 44,058,819.19

当社の保証総額(子会社に対し提供した保証を含む。)

保証総額(A+B) 44,058,819.19

当社の純資産に対する保証総額の割合(%) 0.0096

内訳：	
株主、最終支配者及びその関係当事者に対する保証額 (C)	-
保証対象者に直接的又は間接的に提供された債務保証の うち、ギアリングレシオが70%を超えるもの(D)	-
保証総額が純資産の50%を超えるもの(E)	-
上記3保証(C + D + E)の総額	-
未払保証に対する連帯の可能性	なし
備考	当社が提供する対外保証は、いずれも当社の子会社である中国電信集団財務有限公司及びチャイナ・テレコム・グローバル有限公司から当社の完全子会社に対して提供された非金融保証であった。上記の対外保証額に外貨が含まれる場合、2024年6月28日に中国人民銀行が発表した人民元の為替レートの仲値で換算される。

5【研究開発活動】

当該半期中、当社の研究開発活動について重要な変更はなかった。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当該半期中において、主要な設備に重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

「第6 経理の状況 - 1 . 中間財務書類 - (5) 未監査中間財務諸表に対する注記 - 5 . 有形固定資産（純額）及び建設仮勘定」を参照のこと。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】(2024年6月30日現在)

	授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
A 株式	該当なし	77,629,728,699株	該当なし
H 株式	該当なし	13,877,410,000株	該当なし

【発行済株式】(2024年6月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場証券取引所又は 登録証券業協会名
記名式額面株式 (額面1人民元)	A 株式	77,629,728,699株	上海証券取引所
記名式額面株式 (額面1人民元)	H 株式	13,877,410,000株	香港証券取引所
合計	-	91,507,138,699株	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし

(3)【発行済株式総数及び資本金等の状況】

A 株式

年月日	発行済株式総数 増減数	発行済株式総数 残高	資本金増減額 (人民元) (下段:円)	資本金残高 (人民元) (下段:円)
2023年 12月31日	-	77,629,728,699	-	77,629,728,699 (1,572,002,006,155)
2024年 6月30日	-	77,629,728,699	-	77,629,728,699 (1,572,002,006,155)

H 株式

年月日	発行済株式総数 増減数	発行済株式総数 残高	資本金増減額 (人民元) (下段:円)	資本金残高 (人民元) (下段:円)
2023年 12月31日	-	13,877,410,000	-	13,877,410,000 (281,017,552,500)
2024年 6月30日	-	13,877,410,000	-	13,877,410,000 (281,017,552,500)

(4) 【大株主の状況】

単位：株
 2024年6月30日現在

上位10名の株主
 (リファイナンスによる貸付株式を除く)

株主名	報告期間における変化	報告期間末における保有株式数	割合 (%)	ロックアップ制限を有する株式数	質権、標記又は凍結の状況		株主の性質
					状況	数	
中国電信集団有限公司	-	58,476,519,174	63.90	57,377,053,317	なし	-	国有法人
香港中央結算(代理人)有限公司	1,417,839	13,847,399,317	15.13	-	なし	-	外国法人
広東省広晟控股集团有限公司	(420,000,000)	4,794,082,653	5.24	-	なし	-	国有法人
浙江省財務開発有限責任公司	-	2,137,473,626	2.34	-	なし	-	国有法人
江蘇省国信集団有限公司	-	957,031,543	1.05	-	なし	-	国有法人
福建省投資開発集団有限責任公司	-	920,294,182	1.01	-	なし	-	国有法人
中国人寿保险股份有限公司-伝統-普通保険商品-005L-CT001上海	19,654,944	786,269,672	0.86	-	なし	-	未詳
国網英大国際控股集団有限公司	-	441,501,000	0.48	-	なし	-	国有法人
広東省広晟控股集团有限公司-2024年のプロ投資家向け転換社債(第1次)の非公募発行に係る質権設定特別勘定	420,000,000	420,000,000	0.46	-	質権	420,000,000	未詳
広東省広晟控股集团有限公司-2023年のプロ投資家向け転換社債(第1次)の非公募発行に係る質権設定特別勘定	-	400,000,000	0.44	-	質権	400,000,000	未詳

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日（2024年6月11日）後本書提出日までにおける当社の取締役及び上級役員の異動は以下の通りである。

取締役及び上級役員

本半期報告書提出日現在、取締役のうち男性は10名（このうち5名は上級役員を兼任）であり、女性は1名（上級役員の兼任はなし）である。取締役及び上級役員に占める女性の割合は9.1%である。

新任

氏名及び職名 (年齢)	略歴	任期	実質所有株式数
梁 宝俊 (リャン・バオジュン) 社長兼最高業務役員、 執行取締役 (54歳)	当社の執行取締役、社長兼最高業務役員である。工学修士号を有している。当社北京支店の副ゼネラルマネージャー、中国電信集团有限公司河南支店のゼネラルマネージャー、中国電信集团有限公司の企業情報部及び政府・企業顧客部のゼネラルマネージャー、香港証券取引所メインボードに上場する中国聯合網絡通信（香港）股份有限公司の上級副社長、中国聯合網絡通信集团有限公司の副ゼネラルマネージャー兼最高ネットワークセキュリティ役員、上海証券取引所に上場する中国聯合網絡通信有限公司の上級副社長、並びに中国聯合網絡通信有限公司の取締役兼上級副社長を務めた。現在、中国電信集团有限公司の取締役兼社長も務めている。同氏は、経営及び通信業界における幅広い経験を有している。	社長兼最高業務役員：2024年7月12日から、2026年に開催予定の当社の2025年度年次株主総会まで 執行取締役：2024年8月21日から、2026年に開催予定の当社の2025年度年次株主総会まで	0

監査役

新任

氏名及び職名 (年齢)	略歴	任期	実質所有株式数
黄 旭丹 (ファン・シューダン) 第8期監査役会会長兼監査役（株主代表） (55歳)	当社の監査役会会長兼監査役（株主代表）を務める。同氏はシニアエコノミストであり、経営管理学修士号を有している。中国聯合網絡通信有限公司の財務部副部長、中国電信集团有限公司の財務部副部長、及び中国電信集团財務有限公司のマネージングディレクターを務めた。現在、中国電信集团有限公司及び当社の監査部部長、香港証券取引所メインボードに上場する中国通信服務股份有限公司の監査役会会長、並びにチャイナ・テレコム・クラウド・テクノロジー有限公司の監査役会会長を務めている。通信業界における財務管理及び監査に関する幅広い経験を有している。	2024年8月21日から、2026年に開催予定の当社の2025年度年次株主総会まで	0

氏名及び職名 (年齢)	略歴	任期	実質所有株式数
羅 来峰 (ルオ・ライフェン) 監査役(従業員代表) (52歳)	当社の監査役(従業員代表)を務める。同氏は上級会計士であり、会計学修士号及び商学修士号を有している。イーサーフィン・ベイ有限公司の副ゼネラルマネージャー、最高財務役員及びゼネラルマネージャーを務めた。現在、同氏は中国電信集团有限公司及び当社の企業戦略部部長、中国電信集团有限公司の従業員取締役、イーサーフィン・ベイ有限公司の会長、並びにチャイナ・テレコム・クラウド・テクノロジー有限公司の取締役を務めている。通信業界における業務管理及び財務管理に関する幅広い経験を有する。	2024年8月21日から、2026年に開催予定の当社の2025年度年次株主総会まで	0

退任/辞任

役職	氏名	退任日/辞任日
監査役会会長兼監査役(株主代表)	韓 芳(ハン・ファン)	2024年8月21日 (当社の臨時株主総会において後任の監査役(株主代表)が選任された日)
監査役(従業員代表)	張 建斌(ジャン・ジェビン)	2024年8月21日 (後任の監査役(従業員代表)が当社の従業員代表により民主的に選任された日)

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド(以下「当社」という。)及び子会社(以下、総称して「当グループ」という。)の邦文の中間財務書類(以下「邦文の中間財務書類」という。)は、IFRS会計基準及び香港証券取引所上場規則に準拠して作成された2024年6月30日に終了した期間の原文の中間財務書類(以下「原文の中間財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。原文の中間財務書類は、香港証券取引所に対して2024年9月5日付で提出された期中報告書に掲載されたものと同じである。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第328条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の人民元表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、1人民元 = 20.25円の為替レートが使用されている。この為替レートは、中国の外国為替管理当局が発表した2024年8月29日現在の「人民元基準為替レート」である。

なお、財務諸表等規則に基づき、IFRS会計基準と日本の会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違については、第6の「3 IFRS会計基準と日本の会計原則の相違」に記載されている。

円換算額及び第6の「2 その他」及び「3 IFRS会計基準と日本の会計原則の相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

- b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

(1) 連結財政状態計算書（未監査）

2024年6月30日現在

	注記	2024年6月30日		2023年12月31日	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
資産					
非流動資産					
有形固定資産（純額）	5	400,504	81,102	409,943	83,013
建設仮勘定	5	86,986	17,615	72,238	14,628
使用権資産		72,185	14,617	76,908	15,574
のれん		29,925	6,060	29,923	6,059
無形資産		21,508	4,355	22,702	4,597
関連会社又は共同支配企業に對する投資	6	43,176	8,743	43,158	8,739
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	22	383	78	397	80
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	22	938	190	1,426	289
繰延税金資産		664	134	1,347	273
その他の資産	7	14,802	2,997	9,909	2,007
非流動資産合計		671,071	135,892	667,951	135,260
流動資産					
棚卸資産		4,664	944	3,417	692
未収法人所得税		106	21	140	28
売掛金（純額）	8	55,734	11,286	32,210	6,523
契約資産		6,017	1,218	4,665	945
前払金及びその他の流動資産		32,645	6,611	35,580	7,205
短期銀行預金及び拘束預金		25,682	5,201	10,805	2,188
現金及び現金同等物	9	75,072	15,202	81,046	16,412
流動資産合計		199,920	40,484	167,863	33,992
資産合計		870,991	176,376	835,814	169,252

	注記	2024年6月30日		2023年12月31日	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
負債及び資本					
流動負債					
短期債務	10	2,645	536	2,867	581
1年以内返済予定の長期債務	10	1,051	213	1,133	229
買掛金	11	162,739	32,955	145,872	29,539
未払費用及びその他の未払金		86,914	17,600	74,260	15,038
契約負債		56,763	11,495	65,417	13,247
未払法人所得税		4,230	857	488	99
1年以内返済予定のリース負債		13,632	2,760	13,399	2,713
流動負債合計		327,974	66,415	303,436	61,446
流動負債純額		(128,054)	(25,931)	(135,573)	(27,454)
流動負債控除後資産合計		543,017	109,961	532,378	107,807
非流動負債					
長期債務	10	5,824	1,179	5,142	1,041
リース負債		38,250	7,746	42,650	8,637
繰延税金負債		30,620	6,201	31,025	6,283
その他の非流動負債		7,649	1,549	6,394	1,295
非流動負債合計		82,343	16,674	85,211	17,255
負債合計		410,317	83,089	388,647	78,701

	2024年6月30日		2023年12月31日	
	百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
資本				
株式資本	91,507	18,530	91,507	18,530
剰余金	364,772	73,866	351,419	71,162
当社株主に帰属する資本合計	456,279	92,396	442,926	89,693
非支配持分	4,395	890	4,241	859
資本合計	460,674	93,286	447,167	90,551
負債及び資本合計	870,991	176,376	835,814	169,252

第54頁から第76頁（原文の頁番号 訳注）の注記も当中間財務諸表を構成する不可分の一部である。

(2) 連結包括利益計算書 (未監査)

2024年6月30日に終了した6ヶ月間

	注記	6月30日に終了した6ヶ月間			
		2024年		2023年	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
営業収益	12	268,011	54,272	260,664	52,784
営業費用					
減価償却費及び償却費		(49,532)	(10,030)	(47,838)	(9,687)
ネットワーク運営・サポート費用	13	(80,131)	(16,227)	(76,052)	(15,401)
販売費及び一般管理費	14	(33,090)	(6,701)	(32,839)	(6,650)
人件費	15	(50,566)	(10,240)	(48,998)	(9,922)
その他の営業費用	16	(27,432)	(5,555)	(29,429)	(5,959)
営業費用合計		(240,751)	(48,752)	(235,156)	(47,619)
営業利益		27,260	5,520	25,508	5,165
正味財務費用	17	(250)	(51)	(483)	(98)
投資利益及びその他		84	17	159	32
関連会社又は共同支配企業に対する持分利益		1,145	232	996	202
税引前利益		28,239	5,718	26,180	5,301
法人所得税	18	(6,273)	(1,270)	(6,006)	(1,216)
当期間の純利益		21,966	4,448	20,174	4,085

6月30日に終了した6ヶ月間

	2024年		2023年	
	百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
当期間のその他の包括利益				
後に純損益に振り替えられない項目:				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に対する投資の公正価値の変動	(519)	(105)	89	18
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に対する投資の公正価値の変動に係る繰延税金	131	27	(24)	(5)
	<u>(388)</u>	<u>(79)</u>	<u>65</u>	<u>13</u>
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目:				
中国本土外子会社の財務諸表の為替換算差額	42	9	201	41
関連会社又は共同支配企業のその他の包括利益に対する持分	-	-	2	0
	<u>42</u>	<u>9</u>	<u>203</u>	<u>41</u>
当期間のその他の包括利益（税引後）	<u>(346)</u>	<u>(70)</u>	<u>268</u>	<u>54</u>
当期間の包括利益合計	<u>21,620</u>	<u>4,378</u>	<u>20,442</u>	<u>4,140</u>

	注記	6月30日に終了した6ヶ月間			
		2024年		2023年	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
以下に帰属する利益					
当社株主		21,812	4,417	20,153	4,081
非支配持分		154	31	21	4
当期間の純利益		<u>21,966</u>	<u>4,448</u>	<u>20,174</u>	<u>4,085</u>
以下に帰属する包括利益合計					
当社株主		21,466	4,347	20,421	4,135
非支配持分		154	31	21	4
当期間の包括利益合計		<u>21,620</u>	<u>4,378</u>	<u>20,442</u>	<u>4,140</u>
1株当たり利益 (人民元/日本円)	20	<u>0.24</u>	<u>4.86</u>	<u>0.22</u>	<u>4.46</u>
希薄化後1株当たり利益 (人民元/日本円)	20	<u>0.24</u>	<u>4.86</u>	<u>0.22</u>	<u>4.46</u>
発行済株式数 (百万株)	20	<u>91,507</u>		<u>91,507</u>	

第54頁から第76頁（原文の頁番号 訳注）の注記も当中間財務諸表を構成する不可分の一部である。

[次へ](#)

(3) 連結持分変動計算書 (未監査)

2024年6月30日に終了した6ヶ月間

当社株主に帰属

注記	当社株主に帰属									非支配 持分	資本合計
	株式資本	資本 準備金	株式払込 剰余金	利益 準備金	一般リス ク準備金	その他 積立金	為替換算 準備金	繰越利益 剰余金	合計		
	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元
2023年1月1日現在残高	91,507	19,710	47,687	84,901	183	126	(458)	188,433	432,089	4,338	436,427
当期間の純利益	-	-	-	-	-	-	-	20,153	20,153	21	20,174
当期間のその他の包括利益	-	-	-	-	-	67	201	-	268	-	268
当期間の包括利益合計	-	-	-	-	-	67	201	20,153	20,421	21	20,442
関連会社又は共同支配企業の準備金 のその他の変動に対する持分 配当	19	-	13	-	-	-	-	-	13	-	13
	-	-	-	-	-	-	-	(6,955)	(6,955)	-	(6,955)
2023年6月30日現在残高	91,507	19,723	47,687	84,901	183	193	(257)	201,631	445,568	4,359	449,927
2024年1月1日現在残高	91,507	19,722	47,687	87,761	387	504	(395)	195,753	442,926	4,241	447,167
当期間の純利益	-	-	-	-	-	-	-	21,812	21,812	154	21,966
当期間のその他の包括利益	-	-	-	-	-	(388)	42	-	(346)	-	(346)
当期間の包括利益合計	-	-	-	-	-	(388)	42	21,812	21,466	154	21,620
関連会社又は共同支配企業の準備金 のその他の変動に対する持分 配当	19	-	123	-	-	-	-	-	123	-	123
	-	-	-	-	-	-	-	(8,236)	(8,236)	-	(8,236)
2024年6月30日現在残高	91,507	19,845	47,687	87,761	387	116	(353)	209,329	456,279	4,395	460,674

当社株主に帰属

注記	当社株主に帰属										
	株式資本 億円	資本 準備金 億円	株式払込 剰余金 億円	利益 準備金 億円	一般リス ク準備金 億円	その他 積立金 億円	為替換算 準備金 億円	繰越利益 剰余金 億円	合計 億円	非支配 持分 億円	資本合計 億円
2023年1月1日現在残高	18,530	3,991	9,657	17,192	37	26	(93)	38,158	87,498	878	88,376
当期間の純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,081	4,081	4	4,085
当期間のその他の包括利益	-	-	-	-	-	14	41	-	54	-	54
当期間の包括利益合計	-	-	-	-	-	14	41	4,081	4,135	4	4,140
関連会社又は共同支配企業の準備金のそ 他の変動に対する持分 配当	19	-	3	-	-	-	-	-	3	-	3
	-	-	-	-	-	-	-	(1,408)	(1,408)	-	(1,408)
2023年6月30日現在残高	18,530	3,994	9,657	17,192	37	39	(52)	40,830	90,228	883	91,110
2024年1月1日現在残高	18,530	3,994	9,657	17,772	78	102	(80)	39,640	89,693	859	90,551
当期間の純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,417	4,417	31	4,448
当期間のその他の包括利益	-	-	-	-	-	(79)	9	-	(70)	-	(70)
当期間の包括利益合計	-	-	-	-	-	(79)	9	4,417	4,347	31	4,378
関連会社又は共同支配企業の準備金のそ 他の変動に対する持分 配当	19	-	25	-	-	-	-	-	25	-	25
	-	-	-	-	-	-	-	(1,668)	(1,668)	-	(1,668)
2024年6月30日現在残高	18,530	4,019	9,657	17,772	78	23	(71)	42,389	92,396	890	93,286

第54頁から第76頁（原文の頁番号 訳注）の注記も当中間財務諸表を構成する不可分の一部である。

[次へ](#)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書 (未監査)

2024年6月30日に終了した6ヶ月間

	注記	6月30日に終了した6ヶ月間			
		2024年		2023年	
		百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
営業活動によるキャッシュ（純額）	(a)	58,700	11,887	65,536	13,271
投資活動により使用されたキャッシュ・フロー					
資本的支出		(34,985)	(7,084)	(28,318)	(5,734)
投資の増加額		(109)	(22)	(15)	(3)
使用権資産に関する支払		(50)	(10)	(9)	(2)
有形固定資産の処分による収入		706	143	200	41
使用権資産の処分による収入		58	12	1	0
投資の処分による収入		6	1	54	11
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本 性金融商品に関する支払		(30)	(6)	(15)	(3)
銀行預金の増加額		(27,058)	(5,479)	(5,952)	(1,205)
銀行預金の満期到来額		7,308	1,480	1,105	224
財務会社から中国電信グループへの短期貸付金	(b)	(2,029)	(411)	(6,100)	(1,235)
中国電信グループから財務会社への短期貸付金返済	(b)	6,080	1,231	6,071	1,229
投資活動により使用されたキャッシュ（純額）		(50,103)	(10,146)	(32,978)	(6,678)
財務活動により使用されたキャッシュ・フロー					
リース負債の元本部分の支払		(6,556)	(1,328)	(6,553)	(1,327)
銀行及びその他の借入金による収入		2,833	574	2,071	419
銀行及びその他の借入金の返済		(4,057)	(822)	(5,791)	(1,173)
配当の支払		(7,082)	(1,434)	(5,900)	(1,195)
非支配持分への分配		-	-	(1)	(0)
中国電信グループによる財務会社への預入（純額）	(b)	638	129	(5,495)	(1,113)
財務会社による法定預金準備金預入の(増加)/減少		(359)	(73)	268	54
財務活動により使用されたキャッシュ（純額）		(14,583)	(2,953)	(21,401)	(4,334)
現金及び現金同等物の（減少）/増加（純額）		(5,986)	(1,212)	11,157	2,259
現金及び現金同等物の1月1日現在残高		81,046	16,412	72,465	14,674
為替レートの変動による影響額		12	2	76	15
現金及び現金同等物の6月30日現在残高		75,072	15,202	83,698	16,949

(a) 税引前利益から営業活動によるキャッシュ（純額）への調整

	6月30日に終了した6ヶ月間			
	2024年		2023年	
	百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
税引前利益	28,239	5,718	26,180	5,301
調整項目:				
減価償却費及び償却費	49,532	10,030	47,838	9,687
金融資産及び契約資産に係る減損損失（戻入控除後）	3,863	782	2,646	536
棚卸資産評価損（戻入控除後）	25	5	42	9
投資利益及びその他	(106)	(21)	(159)	(32)
関連会社又は共同支配企業に対する持分利益	(1,145)	(232)	(996)	(202)
受取利息	(1,042)	(211)	(1,039)	(210)
支払利息(純額)	1,192	241	1,319	267
為替換算差益及びその他（純額）	100	20	203	41
長期性資産及びその他の除却及び処分に係る損失（純額）	886	179	1,385	280
	<u>81,544</u>	<u>16,513</u>	<u>77,419</u>	<u>15,677</u>

(a) 税引前利益から営業活動によるキャッシュ（純額）への調整（続き）

	6月30日に終了した6ヶ月間			
	2024年		2023年	
	百万 人民元	億円	百万 人民元	億円
	81,544	16,513	77,419	15,677
売掛金の増加	(27,522)	(5,573)	(25,088)	(5,080)
契約資産の増加	(1,453)	(294)	(666)	(135)
棚卸資産の増加	(1,272)	(258)	(1,379)	(279)
前払金及びその他の流動資産の（増加）/減少	(985)	(199)	1,123	227
拘束預金の減少/（増加）	108	22	(78)	(16)
その他の資産の減少/（増加）	603	122	(356)	(72)
買掛金の増加	6,147	1,245	9,891	2,003
未払費用及びその他の未払金の増加	10,931	2,214	14,113	2,858
契約負債の減少	(8,661)	(1,754)	(8,230)	(1,667)
営業により調達されたキャッシュ	59,440	12,037	66,749	13,517
利息の受取による収入	992	201	943	191
利息の支払額	(1,162)	(235)	(1,439)	(291)
投資利益の受取額	1,521	308	1,313	266
法人所得税の支払額	(2,091)	(423)	(2,030)	(411)
営業活動によるキャッシュ（純額）	58,700	11,887	65,536	13,271

- (b) 「財務公司」とは、中国電信財務有限公司のことである。同社は、2019年1月8日に設立した当社子会社である。同社は、当社の親会社かつ最終持株会社である中国電信集团公司のメンバー・ユニットに資金及び財務管理サービスを提供している。それらの取引は、一般的な商業条件のもとで、又はそれよりも好条件で行われている。

中国電信集团有限公司とその子会社（当グループを除く）とを併せて「中国電信グループ」としている。

(c) 重要な非現金取引

2023年6月30日に終了した6ヶ月間及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間において、当グループには使用権資産及びリース負債の追加、並びに割賦購入による設備の追加を除き、現金収支を伴わない重要な投資及び財務活動はない。

第54頁から第76頁（原文の頁番号 訳注）の注記も当中間財務諸表を構成する不可分の一部である。

[次へ](#)

(5) 未監査中間財務諸表に対する注記

2024年6月30日に終了した6ヶ月間

1. 主要事業

チャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッド（以下「当社」）は、2002年9月10日に中華人民共和国（以下「中国」）で設立された。当社及びその子会社（以下、総称して「グループ」という。）は、総合的かつ大規模な総合インテリジェント情報サービス・プロバイダーであり、個人、家庭、政府及び企業顧客向けに総合インテリジェント情報サービスを提供している。

2. 作成の基礎

当中間財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表した国際会計基準第34号（以下「IAS第34号」という。）「期中財務報告」及び香港証券取引所上場規則（以下「上場規則」という。）の適用される開示規定に基づいて作成されている。2024年8月20日に取締役会が発行を承認した当中間財務諸表は、2024年6月30日現在の当グループの財政状態（未監査）並びに当該日に終了した6ヶ月間における当グループの経営成績及びキャッシュ・フロー（未監査）を反映しているが、2024年12月31日終了事業年度について予想される経営成績及びキャッシュ・フローを必ずしも示しているわけではない。

IAS第34号「期中財務報告」に準拠し中間財務諸表を作成する際に、経営者は期首から中間決算日までの会計方針の適用、資産・負債及び収益・費用の報告額に関する判断、見積り及び仮定を行うことが求められる。実際の結果は、これら見積りとは異なる場合もある。

当中間財務諸表には、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び一定の注記が含まれている。この注記には、2023年度の年次財務諸表以降における当グループの財政状態及び業績の変動を理解するための重要な事象及び取引の説明が含まれる。さらに、当中間財務諸表及び注記はIFRS会計基準に準拠して作成される完全な1組の財務諸表に要求される事項のすべてを含むものではない。当中間財務諸表は、当社の2023年度年次財務諸表と共に閲覧すべきものである。当グループの財務リスク管理の方針は当グループの2023年度アニュアルレポートに含まれる財務諸表に記載されており、2024年6月30日に終了した6ヶ月間において当該方針の重要な変更はない。

2024年6月30日現在、当グループの流動負債合計は、流動資産合計を128,054百万人民元(2023年12月31日：135,573百万人民元)上回っている。当社の経営陣は、当グループの利用可能な資金源として、1) 当グループの営業活動から発生する継続的なキャッシュ・インフロー、2) 未使用の与信枠201,771百万人民元（2023年12月31日：205,452百万人民元）、3) 当グループの良好な信用実績に鑑み、当グループが中国本土の国内銀行及びその他の金融機関から調達可能なその他の資金源、以上3つの資金源を検討した。上記の検討に基づき、取締役会は、当グループの運転資本に係るコミットメント、予想される資本的支出及び借入債務に対応するための十分な資金を当グループは有していると考えている。結果として、当グループの2024年6月30日に終了した6ヶ月間の中間財務諸表は、継続企業的前提に基づき作成されている。

3. 重要性のある会計方針の情報

当中間財務諸表は、一定の金融商品の公正価値での再評価を除き取得原価基準で作成している。

IFRS会計基準の修正の適用による会計方針の変更を除き、当中間財務諸表に適用した会計方針及び計算方法は、当グループの2023年度の年次財務諸表の作成に際し準拠したものと同一である。

IFRS会計基準の修正の適用

当中間期間において、当グループは、IASBが公表し当期間に強制発効した以下のIFRS会計基準の修正を初めて適用している。

- ・ IAS第1号「財務諸表の表示」の修正 - 負債の流動又は非流動への分類
- ・ IAS第1号「財務諸表の表示」の修正 - 特約条項付の非流動負債
- ・ IFRS第16号「リース」の修正 - セール・アンド・リースバックにおけるリース負債
- ・ IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正 - サプライヤー・ファイナンスの契約

上記のIFRS会計基準の修正の適用による当グループの当中間財務諸表に対する重要な影響はない。

4. セグメント報告

事業セグメントとは、収益を稼得し費用が発生する源泉となる事業活動を行っている企業の構成単位であり、資源の配分や当該セグメントの業績の評価を実施するために最高経営意思決定者により定期的に検討される内部財務報告を基礎として識別される。当社の執行取締役は最高経営意思決定者であることが確認されている。表示期間において、経営者は、当グループは総合通信事業のみを行っているため1つの事業セグメントしか有しないと判断している。中国本土外に所在する当グループの資産及び中国本土外での事業活動から生じた営業収益は、それぞれ当グループの資産及び営業収益の10%未満である。当該金額に重要性はないため、地域別情報は表示していない。単独で当グループの営業収益の10%以上を占める外部顧客はない。

5. 有形固定資産（純額）及び建設仮勘定

2024年6月30日に終了した6ヶ月間において、当グループが取得した有形固定資産及び建設仮勘定の総額は46,593百万人民元（2023年6月30日に終了した6ヶ月間：41,614百万人民元）、未監査の連結包括利益計算書に計上した有形固定資産の減価償却費は37,287百万人民元（2023年6月30日に終了した6ヶ月間：35,731百万人民元）となっている。

6. 関連会社又は共同支配企業に対する持分

	2024年6月30日	2023年12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
関連会社又は共同支配企業への投資原価	37,095	36,986
取得後の純資産の変動に対する持分	6,081	6,172
	43,176	43,158

当グループの関連会社又は共同支配企業への持分は、持分法で会計処理している。当グループの主要な関連会社の内訳は以下の通りである。

会社名	注	帰属する持分 比率	主要事業
チャイナ・タワー有限公司	()	20.5%	通信塔・付随設備の建設、保守及び運営
上海市情報投資株式会社	()	24.0%	情報技術コンサルティング・サービス

注:

- (i) チャイナ・タワー有限公司(以下「チャイナ・タワー」という)は、中国において設立及び運営されており、2018年8月8日に香港証券取引所メインボードに上場した。
- (ii) 上海市情報投資株式会社は、中国において設立及び運営されている非上場会社である。

2024年6月30日現在、チャイナ・タワーへの投資の公正価値は、市場相場価格に基づき33,265百万人民元(2023年12月31日現在:26,816百万人民元)であり、帳簿価額を17.0%(2023年12月31日現在:33.3%)下回っている。当グループの経営陣は減損評価を実施し、将来予想キャッシュ・フローの現在価値に基づいて投資の回収可能価額を算定した。回収可能価額の算定に当たっては、チャイナ・タワーの将来5年間及びその後も事業が継続すると仮定した場合の税引前キャッシュ・フロー予測を考慮した。将来キャッシュ・フローの現在価値の算定に使用した割引率は、中国本土における同様の性質の投資を評価するのに使用される資本コストに基づいている。チャイナ・タワーの将来キャッシュ・フローの見積りには、経営陣の判断が必要とされる。主要な仮定は、外部の情報源を参照して決定される。経営陣の評価結果によれば、2024年6月30日現在、投資の減損はない。

7. その他の資産

	注	2024年6月30日	2023年12月31日
		百万 人民元	百万 人民元
定期預金		5,153	48
契約コスト	(i)	1,148	1,486
その他の長期前払費用及び債権	(ii)	8,501	8,375
		<u>14,802</u>	<u>9,909</u>

注:

- (i) 2024年6月30日及び2023年12月31日現在、資産計上している契約コストは、当グループの有線スマート・ファミリー・サービスの提供のための加入者への有線端末の提供に係る直接費用に主に関連している。資産計上しているコストのうち2024年6月30日に終了した6ヶ月間に純損益に認識した金額は、602百万人民元(2023年6月30日に終了した6ヶ月間:781百万人民元)であった。資産計上している当該コストの期首残高及び当期中に資産計上したコストの減損はなかった。
- (ii) その他の長期前払費用及び債権は、主に建設・資材に係る前払金等からなる。

8. 売掛金（純額）

売掛金（純額）の内訳は以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
第三者	64,079	37,861
中国電信グループ	2,370	1,670
チャイナ・タワー	33	24
中国のその他の電気通信会社	1,241	893
	67,723	40,448
差引：貸倒引当金	(11,989)	(8,238)
	<u>55,734</u>	<u>32,210</u>

電話及びインターネット・サービス加入者に対する売掛金の請求日に基づく年齢分析は以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
延滞なし、1ヶ月以内	9,418	6,073
1～3ヶ月	3,811	2,554
4～6ヶ月	1,491	905
7～12ヶ月	1,535	1,469
12ヶ月超	2,538	1,604
	18,793	12,605
差引：貸倒引当金	(5,587)	(3,944)
	<u>13,206</u>	<u>8,661</u>

その他の電気通信会社及び企業顧客に対する売掛金のサービス提供日に基づく年齢分析は以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
6ヶ月以内	34,491	17,601
7～12ヶ月	6,224	5,540
1～2年	5,203	2,663
2～3年	1,634	913
3年超	1,378	1,126
	48,930	27,843
差引：貸倒引当金	(6,402)	(4,294)
	<u>42,528</u>	<u>23,549</u>

9. 現金及び現金同等物

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
銀行預金及び手許現金	53,330	78,740
当初の満期が3ヶ月以内の定期預金	21,742	2,306
	<u>75,072</u>	<u>81,046</u>

10. 短期債務及び長期債務

短期債務の内訳は、以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
銀行からの借入金 - 無担保	2,645	2,867

2024年6月30日現在の当グループの短期債務合計の加重平均利率は、年利2.7%（2023年12月31日：3.0%）であった。2024年6月30日現在の銀行からの借入金は、年利1.5%から3.3%（2023年12月31日：2.7%から3.4%）の利息が発生し、1年以内に返済期限が到来する。

長期債務の内訳は、以下の通りである。

	注	2024年 6月30日	2023年 12月31日
		百万 人民元	百万 人民元
銀行からの借入金 - 無担保	(i)	6,875	6,275
差引：1年以内返済予定分		<u>(1,051)</u>	<u>(1,133)</u>
非流動部分		<u>5,824</u>	<u>5,142</u>

注：

- (i) 銀行からの借入金には、当グループが銀行を通じて取得した、市場金利より低利（年利1.08%から1.20%）の政府からの人民元建て長期借入金（以下「低利借入金」という）が含まれている。当グループは、この低利借入金を当初認識時に公正価値で認識し、割引分を実効金利法により純損益に認識している。低利借入金の公正価値と額面価額との差額は、政府補助金として当初認識時に未払費用及びその他の未払金、並びにその他の非流動負債に認識している。

2024年6月30日現在の銀行からの借入金は、2036年の満期まで年利1.08%から2.66%（2023年12月31日：1.08%から2.60%）の約定利息が発生する。

当グループの短期債務及び長期債務には財務制限条項は付されていない。2024年6月30日現在の当グループの未使用のコミットメントラインは、201,771百万人民元（2023年12月31日：205,452百万人民元）である。

11. 買掛金

買掛金の内訳は、以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
第三者	120,974	111,025
中国電信グループ	30,618	26,444
チャイナ・タワー	9,863	7,505
中国のその他の電気通信会社	1,284	898
	162,739	145,872

中国電信グループ及びチャイナ・タワーに対する買掛金は、第三者から提示される条件と類似の契約条件に従い支払を行っている。

買掛金の支払期日に基づく年齢分析は以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
1ヶ月以内又は要求時	39,880	40,068
1～3ヶ月	34,361	30,859
3～6ヶ月	38,573	35,261
6ヶ月超	49,925	39,684
	162,739	145,872

12. 営業収益

収益の分解

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2024年 百万 人民元	2023年 百万 人民元
財又はサービスの種類			
サービス収益		246,235	235,977
移動通信サービス収益	(i)	105,217	101,607
固定電話及びスマート・ファミリー・サービス収益	(ii)	63,993	62,024
産業デジタル化サービス収益	(iii)	73,750	68,802
その他のサービス収益	(iv)	3,275	3,544
財の販売及びその他	(v)	21,776	24,687
営業収益合計		268,011	260,664
顧客との契約から生じる収益		265,002	257,690
その他の源泉から生じる収益及びその他		3,009	2,974
営業収益合計		268,011	260,664
収益認識の時期			
一時点で認識		19,689	22,619
一定の期間にわたり認識		248,322	238,045
営業収益合計		268,011	260,664

注:

- (i) 主にモバイル・サービスの提供に関して顧客に請求されたモバイル・コミュニケーション・サービス料金、モバイル・インターネット・アクセス・サービス料金、及びショートメッセージ・サービス料金等の総額である。
- (ii) 主に、固定通信サービス提供に関して顧客に請求された固定電話サービス料金、ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービス料金、e-Surfing HDサービス料金及びスマート・ファミリー・アプリケーション・サービス料金等の総額である。
- (iii) 主に、顧客に請求されたインターネット・データセンター・サービス料金、クラウド・サービス料金、デジタル・プラットフォーム・サービス料金、専用インターネット・アクセス・サービス料金等の総額である。
- (iv) 主に、不動産賃貸からの収益及びその他の収益の総額である。
- (v) 主に、モバイル端末機器及び固定通信機器の販売による収益並びに政府補助金である。

13. ネットワーク運営・サポート費用

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2024年	2023年
		百万 人民元	百万 人民元
運営及びメンテナンス		52,381	48,463
公共料金		9,350	9,325
ネットワーク・リソース使用料及び関連費用	(i)	15,304	14,707
その他		3,096	3,557
		80,131	76,052

注:

- (i) ネットワーク・リソース使用料及び関連費用には、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料、短期リース及び少額資産のリースに係る費用、並びに第三者が提供するネットワーク・リソースの使用、通信塔資産及び関連資産のリースに関連した非リース構成部分に係る費用が含まれている。

14. 販売費及び一般管理費

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2024年	2023年
		百万 人民元	百万 人民元
チャンネル手数料及び顧客サービス費用		24,069	25,068
広告宣伝費		791	833
不動産及び輸送関連費用		1,262	1,261
研究開発費	(i)	1,062	1,001
その他		5,906	4,676
		33,090	32,839

注:

- (i) この項目には、減価償却費及び償却費、並びに研究開発に関連する人件費は含まれていない。

15. 人件費

人件費は、以下の業務に関連するものである。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
	百万 人民元	百万 人民元
ネットワーク運営・サポート費用	31,008	30,264
販売費及び一般管理費	19,558	18,734
	50,566	48,998

16. その他の営業費用

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2024年	2023年
		百万 人民元	百万 人民元
相互接続費用	(i)	7,498	6,757
売上原価	(ii)	18,980	21,780
その他	(iii)	954	892
		27,432	29,429

注:

- (i) 相互接続費用は、当グループの電気通信ネットワークから発信された音声やデータを伝送する際に国内外の他の電気通信会社のネットワークを利用する場合に発生する費用である。
- (ii) 売上原価は主に電気通信機器の売上原価である。
- (iii) その他には、主に増値税及び法人所得税以外の税金及び付加税が含まれている。

17. 正味財務費用

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
	百万 人民元	百万 人民元
リース負債の支払利息	912	1,107
短期債務及び長期債務の支払利息	320	258
差引：資産化した支払利息*	(40)	(46)
純支払利息	1,192	1,319
受取利息	(1,042)	(1,039)
為替換算(差益)/差損及びその他(純額)	100	203
	250	483
*建設仮勘定に資産化した支払利息の年利	2.8%-3.2%	2.8%-3.6%

18. 法人所得税

純損益に含まれる法人所得税の内訳は、以下の通りである。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
	百万 人民元	百万 人民元
中国における法人所得税費用	5,761	4,230
その他の税務管轄地における法人所得税費用	103	125
繰延税金	409	1,651
	6,273	6,006

予想税金費用と実際税金費用との調整は以下の通りである。

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2024年	2023年
		百万 人民元	百万 人民元
税引前利益		28,239	26,180
法定税率25%による予想法人所得税費用	(i)	7,060	6,545
適格研究開発費の追加控除など、税制優遇措置や減税措置の影響		(568)	(432)
中国本土の子会社及び支店の所得に対する税率差異	(i)	(364)	(416)
その他の子会社の所得に対する税率差異	(ii)	(32)	(22)
損金不算入費用	(iii)	434	424
益金不算入収益	(iv)	(333)	(260)
繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び繰越欠損金の税効果		177	353
その他	(v)	(101)	(186)
法人所得税		<u>6,273</u>	<u>6,006</u>

注:

- (i) 中国本土の法人所得税費用は、中国における法人所得税制に従い算定した当社、中国本土の子会社、及び支店の課税所得に法定税率25%を乗じて計算している。ただし、一部の子会社及び支店については主に優遇税率15%が適用されている。
- (ii) 香港及びマカオ特別行政区及びその他の国の当社の子会社の法人所得税費用は、子会社の課税所得及び各税務管轄地の適用税率（12%から38%）に基づき算定している。
- (iii) 税法上の減算可能額を超過するその他の費用である。
- (iv) 非課税となる関連会社又は共同支配企業に対する持分利益及びその他の収益である。
- (v) 主に前年度の法人所得税の確定申告差異等である。

19. 配当

2024年5月27日開催の年次株主総会における株主の承認に基づき、2023年12月31日終了年度の最終配当（1株当たり0.090人民元（0.098814香港ドル相当）、総額約8,236百万人民元（税引前））を宣言した。配当金7,082百万人民元は2024年6月13日に支払を行った。配当金1,154百万人民元は2024年7月26日に支払を行った。

2022年度年次株主総会は、当社の2023年度の間接利益分配計画を決定する権限を取締役に与えることを検討・承認した。2023年8月8日開催の取締役会の決議に従い、2023年6月30日に終了した6ヶ月間の中間配当（1株当たり0.1432人民元（0.156524香港ドル相当）、総額約13,104百万人民元（税引前））を宣言した。配当金11,117百万人民元は2023年8月31日に支払を行った。配当金1,987百万人民元は2023年9月28日に支払を行った。

2023年5月23日開催の年次株主総会における株主の承認に基づき、2022年12月31日終了年度の最終配当（1株当たり0.076人民元（0.085065香港ドル相当）、総額約6,955百万人民元（税引前））を宣言した。配当金5,900百万人民元は2023年6月9日に支払を行った。配当金1,055百万人民元は2023年7月21日に支払を行った。

20. 1株当たり利益

2024年6月30日に終了した6ヶ月間及び2023年6月30日に終了した6ヶ月間の基本的1株当たり利益は、それぞれ当社株主に帰属する利益21,812百万人民元及び20,153百万人民元を、発行株式数91,507,138,699株で除して計算している。

表示期間に希薄化効果のある潜在普通株式は存在していなかったため、希薄化後1株当たり利益は基本的1株当たり利益と同額である。

21. 資本コミットメント

2024年6月30日及び2023年12月31日現在、当グループは以下の資本コミットメントを行っている。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
契約済み未実行		
不動産	1,994	1,912
電気通信ネットワーク設備及び機器	17,671	21,015
	19,665	22,927

22. 金融商品の公正価値測定

当グループの金融資産には、現金及び現金同等物、銀行預金及び制限付きの現金、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品、売掛金、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、並びに前払金及びその他の流動資産に計上している金融資産が含まれる。当グループの金融負債には、短期債務及び長期債務、買掛金、並びに未払費用及びその他の未払金に計上している金融負債が含まれる。

公正価値測定

IFRS第13号「公正価値測定」に従い、各金融商品の公正価値は、公正価値測定において重大なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき全体を区分している。公正価値のレベルは次のように定義されている。

- ・ レベル1： 活発な市場における同一の金融商品の相場価格(無調整)により測定された公正価値
- ・ レベル2： 活発な市場における類似の金融商品の相場価格により測定された公正価値、又はすべての重大なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な市場データを基礎とする評価技法を用いて測定された公正価値
- ・ レベル3： 重大なインプットのいずれかが観察可能な市場データを基礎としていない評価技法を用いて測定された公正価値

当グループの金融商品(長期債務及び公正価値で測定する資本性金融商品は除く。)の公正価値は、これら商品の満期までの期間が短いことから、帳簿価額に近似している。

当グループのその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に含まれる上場資本性証券投資及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、レベル1の金融商品に区分している。2024年6月30日現在、当グループの上場資本性証券投資の公正価値は855百万人民元(2023年12月31日:1,373百万人民元)である。これは、中国の証券取引所の市場相場価格に基づいている。当グループの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に含まれる非上場資本性証券投資は、レベル3の金融商品に区分される。2024年6月30日現在、当グループのレベル3に区分される金融商品の公正価値は466百万人民元(2023年12月31日:450百万人民元)である。市場で取引されていない金融商品の公正価値について、当グループは、評価技法を用いて決定している。使用される評価の手法あるいはモデルは、主に純資産法及び類似企業比較法等である。評価モデルの入力値は、主に純資産価値、期待利回り率、及び類似企業の評価倍率等である。

長期債務の公正価値は、将来キャッシュ・フローを、概ね類似の性質、類似の満期の債務に対して当グループに提示される直近の市場金利により割り引いて見積っている。長期債務の公正価値測定はレベル2に区分している。当グループが長期債務の公正価値の見積りに用いた金利は、外貨建債務も考慮すると、4.0%から4.9%の範囲にある(2023年12月31日:4.2%から4.9%)。2024年6月30日及び2023年12月31日現在の当グループの長期債務の帳簿価額と公正価値は、以下の通りであった。

	2024年6月30日		2023年12月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元	百万 人民元
長期債務	6,875	6,706	6,275	6,124

両期間において、レベル1、レベル2及びレベル3の間の金融商品の振替はなかった。

23. 関連当事者間取引

(a) 中国電信グループとの取引

当グループは中国の国有企業である中国電信集団会社の支配下の企業群の一部であり、中国電信グループのメンバーとの間に重要な取引及び事業関係を有している。

通常の事業の過程で行われた中国電信グループとの主要な取引は、以下の通りである。

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2024年	2023年
		百万 人民元	百万 人民元
建設工学及び設計サービス	(i)	10,369	8,699
付属サービスの受領	(ii)	10,603	10,590
相互接続収益*	(iii)	18	27
相互接続費用*	(iii)	36	45
コミュニティ・サービスの受領	(iv)	1,942	1,973
業務集約化サービス取引収益	(v)	1,762	1,790
業務集約化サービス取引費用	(v)	301	325
不動産及び土地権利リース収益	(vi)	13	16
不動産及び土地権利リース関連費用	(vii)	360	345
使用権資産の増加	(vii)	167	250
リース負債の支払利息	(vii)	11	8
情報技術サービスの提供	(viii)	1,152	945
情報技術サービスの受領	(viii)	3,194	2,638
電気通信機器、資材及び調達サービスの購入	(ix)	1,947	1,750
電気通信機器、資材及び調達サービスの売却	(ix)	2,068	2,110
インターネット・アプリケーション・チャンネル・サービス収益	(x)	25	36
決済及びデジタル・ファイナンス関連サービス	(xi)	484	466
通信リソースのリース費用	(xii)	223	245
中国電信グループによる財務会社への預入(インフロー/ (アウトフロー)純額)*	(xiii)	638	(5,495)
中国電信グループによる財務会社への預金に係る支払利息*	(xiii)	209	140
財務会社から中国電信グループへの短期貸付金	(xiii)	2,029	6,100
中国電信グループから財務会社への短期貸付金返済	(xiii)	(6,080)	(6,071)
財務会社から中国電信グループへの貸付金に係る受取利息	(xiii)	99	126
ファイナンス・リース・サービスの受領	(xiv)	2,777	1,901
知的財産のライセンスの供与に係る収益*	(xv)	1	-

* これらの取引は、一般的な商業条件のもとで、又はそれよりも好条件で行われており、上場規則の規則第14A.76条又は第14A.90条に基づく報告、公表、独立株主の承認及び/又は年次レビューに係る要求事項への遵守を完全に免除されている。

注:

- (i) 中国電信グループにより提供される建設及びエンジニアリング、またデザイン及び監督サービスである。
- (ii) 電気通信機器及び設備の修繕並びにメンテナンス、特定の顧客サービス等の付属サービスに関連する中国電信グループへの支払額及び未払額である。
- (iii) 中国電信グループとの市内電話及び国内長距離電話の相互接続のための受取額及び未収額/支払額及び未払額である。

- (iv) 文化、教育、医療及びその他のコミュニティ・サービスに関連する中国電信グループへの支払額及び未払額である。
- (v) 業務集約化サービスに関して、当社と中国電信グループの間で分担される関連収入・費用である。
- (vi) 不動産及び土地使用权のリースに関する中国電信グループに対する不動産リース手数料の受領額及び未収額である。
- (vii) 中国電信グループからリースしている不動産及び土地使用权に関する金額である。これには、短期リースのリース料、少額資産のリース料、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料、非リース構成部分に係る費用、並びに当該リースについて認識した使用权資産及び関連費用が含まれている。
- (viii) 中国電信グループに対して提供する、又は中国通信グループにより提供される情報技術サービスである。
- (ix) 中国電信グループとの電気通信機器及び資材の購入及び売却、中国電信グループから提供される調達サービスに対する支払手数料及び未払額である。
- (x) インターネット・アプリケーション・チャンネル・サービス(電気通信チャンネル・サービス、アプリケーション・サポート・プラットフォーム・サービス、請求・引落サービス等の提供を含む。)に関連する中国電信グループに対する受領額及び未収額である。
- (xi) 決済及びデジタル・ファイナンス関連サービスに関連して中国電信グループに対して支払った又は支払い義務のある金額である。
- (xii) 中国電信グループからリースしている関連する通信リソースに関する金額である。これには、送電網、無線ネットワーク、有線接続ネットワーク等の通信リソースが含まれている。
- (xiii) 財務会社が中国電信グループに対して提供する金融サービス(貸付サービス、預金サービス及びその他のサービスを含む。)に関する金額である。
- (xiv) 中国電信グループが提供するファイナンス・リース・サービス(セール・アンド・リースバック、ダイレクト・リース等のファイナンス・リース・サービス及び関連するファイナンス・リース・コンサルティング・サービスを含む。)に関する金額である。
- (xv) 当グループによる中国電信グループへの知的財産ライセンスの供与に係る収益金額である。

中国電信グループに対する債権及び債務の要約は以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
売掛金	2,370	1,670
契約資産	190	161
前払金及びその他の流動資産	5,101	9,067
その他の資産	99	135
買掛金	30,618	26,444
未払費用及びその他の未払金	30,095	29,969
契約負債	124	245
リース負債	1,177	1,051

前払金及びその他の流動資産に計上している財務公司による短期貸付金、未払費用及びその他の未払金に計上している財務公司からの預金を除き、中国電信グループに対する債権及び債務は無担保、無利息であり、第三者が提示する条件と類似する契約条件に従い回収又は返済している。

2024年6月30日現在、財務会社が中国電信グループに供与した短期貸付金は4,029百万人民元、減損損失引当金の認識金額は81百万人民元(2023年12月31日:8,080百万人民元及び減損損失引当金の認識金額は162百万人民元)である。上記貸付金のうち、貸付金4,000百万人民元の金利は2.88%、貸付金16百万人民元の金利は3.00%、貸付金13百万人民元の金利は3.50%であり、満期はいずれも1年以内である。

財務会社が中国電信グループに提示する預金金利は、中国人民銀行の関係要件を遵守し、中国人民銀行が随時設定する預金基準金利(ある場合)及び中国電信グループの主要な協同商業銀行が提示する同一期間における同種の預金サービスの預金金利を参照し、通常の商業条件以上で行われるものとする。

(b) チャイナ・タワーとの取引

チャイナ・タワーとの主な取引は以下の通りである。

	注	6月30日に終了した6ヶ月間	
		2024年	2023年
		百万 人民元	百万 人民元
通信塔資産リース関連費用	(i)	5,949	6,290
使用権資産の増加	(i)	1,857	1,571
リース負債に係る支払利息	(i)	496	609
情報技術サービスの提供	(ii)	27	18

注:

- (i) 通信塔資産のリースに関する金額である。通信塔資産リース関連費用には、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料、非リース構成部分に係る費用、並びに当該リースについて認識した使用権資産及び関連費用が含まれている。
- (ii) チャイナ・タワーに提供する情報技術及びその他の付属サービスである。

チャイナ・タワーに対する債権及び債務の要約は以下の通りである。

	2024年 6月30日	2023年 12月31日
	百万 人民元	百万 人民元
売掛金	33	24
契約資産	-	1
前払金及びその他の流動資産	45	227
買掛金	9,863	7,505
未払費用及びその他の未払金	1,954	1,875
契約負債	1	1
リース負債	29,097	31,755

チャイナ・タワーに対する債権及び債務は、無担保、無利息であり、第三者が提示する条件と類似する契約条件に従って受領又は返済される。

(c) 経営幹部の報酬

経営幹部とは、当グループの活動を直接的又は間接的に計画、指示及び支配する権限と責任を有する者であり、当グループの取締役及び監査役が含まれる。

下表は、当グループの経営幹部の報酬を要約したものである。

	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2024年	2023年
	千人民元	千人民元
短期従業員給付	3,444	3,539
退職後給付	710	605
	4,154	4,144

上記の報酬額は、人件費に反映されている。

(d) 中国におけるその他の政府関連企業との取引

当グループは政府関連企業であり、現在、政府当局、政府機関、政府関連企業及びその他組織(以下、総称して「政府関連企業」という。)を通じて中国に直接又は間接に支配されている企業が優位を占める経済体制において事業を行っている。

当グループは、親会社及びその兄弟子会社(注記23(a))並びにチャイナ・タワー(注記23(b))との取引を除き、その他の政府関連企業と以下の取引を行っている。ただし、必ずしも以下に限定されない。

- ・ サービスの提供及び受領(電気通信サービスを含むが、電気通信サービスに限定されない。)
- ・ 製品、不動産及びその他の資産の売買
- ・ 資産のリース
- ・ 預金及び借入
- ・ 公益事業の利用

これらの取引は当グループの通常の事業の過程で政府関連企業以外の他の企業との取引条件と同等な条件に基づいて行われている。当グループは、政府規定の料率に基づいて又は必要に応じて商業上の交渉に基づいて電気通信サービス及び製品の価格を決定している。当グループはまた、取引先が政府関連企業であるか否かに関係なく、製品及びサービスの購入に関する調達方針及び承認プロセスを確立している。

当社の取締役は上記の情報により関連当事者との取引について適切な開示を行っていると考えている。

24. 退職後給付制度

中国の規則に規定されているように、当グループは従業員を対象とした省、自治区及び地方自治体政府が組織した様々な確定拠出型退職制度に加入している。当グループは従業員の給与、賞与、特定手当の15%から16%の率で当該退職制度への拠出が義務付けられている。これ以外に、当グループは、外部の独立の運用会社が運営する補足的な確定拠出型退職制度にも加入しており、従業員の給与、賞与及び特定の手当の一定率を当該退職制度に拠出することが義務付けられている。当グループは、これらの年間拠出額以外に、これらの制度に関連するその他の重要な年金の支払義務はない。

2024年6月30日に終了した6ヶ月間における当グループの上述の制度への拠出額は、5,930百万人民元（2023年6月30日に終了した6ヶ月間：5,319百万人民元）であった。

2024年6月30日現在、上述の確定拠出型退職制度に対する未拠出額は、1,079百万人民元（2023年12月31日：960百万人民元）であった。

25. 後発事象

2024年3月11日、当社の完全子会社である中電量子信息科技有限公司は、科大国盾量子技術股份有限公司（以下、「国盾量子」）との間で、国盾量子のA株の非公開発行を自己資金で引き受けることを企図した「国盾量子とのA株引き受け及び戦略的協力に関する条件付合意書」を締結した。なお、本取引は、国务院国有資産監督管理委員会及び国盾量子の株主総会により承認されているが、関係当局による承認及び登録はまだ行われていない。

当社の配当金1,154百万人民元（注記19）は、2024年7月26日に支払を行った。

取締役会は、2023年度定時株主総会において、中間利益配当計画を決定する権限を与えられている。2024年8月20日開催の取締役会の決議に従い、取締役会は、2024年6月30日に終了した6ヶ月間の中間配当（1株当たり0.1671人民元（0.182289香港ドル相当）、総額約15,291百万人民元（税引前））の宣言を決定した。当該配当は、2024年6月30日に終了した6ヶ月間の連結財務情報には反映されていない。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

該当事項なし。

(2) 訴訟等

重要な訴訟はなかった。

3【IFRS会計基準と日本の会計原則の相違】

本書記載の中間財務書類は、IFRS会計基準に準拠して作成されている。IFRS会計基準は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引及び他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRS会計基準に準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社又は共同支配企業が類似の状況における同様の取引及び事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社又は共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社又は共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRS会計基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRS会計基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社及びその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3ヶ月を超えてはならず、報告期間の長さ及び財務諸表の日付の差異は毎期同一でなければならない。

また、関連会社及び共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社又は共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社又は共同支配企業と異なる場合には、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社又は共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3ヶ月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は毎期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

(a) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結対象とし、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、投資先に対して共同支配又は重要な影響力を有する企業は、関連会社又は共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS会計基準第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IAS第28号では、重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものと定めている。

またIFRS会計基準第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS会計基準第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号及び企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(b) 連結の例外

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第10号「連結財務諸表」に従い、親会社が投資企業の定義に該当する場合には、一定の場合を除き子会社を連結してはならず、それに代えて、子会社に対する投資をIFRS会計基準第9号「金融商品」に従い純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

なお、投資企業の親会社は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない。ただし、親会社自身が投資企業である場合を除く。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に従い、親会社が、財務上又は営業上もしくは事業上の関係からみて他の企業の意味決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合には、当該他の企業を子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。

(3) 非支配持分

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

- (a) 公正価値
- (b) 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRS会計基準で要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRS会計基準のように非支配株主持分を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(4) 他の企業への関与の開示

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断及び仮定（支配、共同支配及び重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断及び仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容及び程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決め及び関連会社への関与（共同支配の取決め及び関連会社への関与の内容、程度及び財務上の影響、並びに当該関与に関連したリスク）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容及び程度、並びに当該関与に関連したリスクの内容及び変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項及びこれらに重要な変更があったときは、その旨及びその理由について開示することが要求されている。

(5) 企業結合

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業又は事業の結合、及び事業を構成しない資産又は資産グループの取得を除く。）。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成及び共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

ただし、IFRS会計基準と日本基準の間には、主に以下の差異が存在する。

(a) 条件付対価の処理

IFRS会計基準では、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡し又は返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するか又は返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんの修正を行う。

(b) のれんの当初認識及び非支配持分の測定

IFRS会計基準では、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRS会計基準のように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c) のれんの償却

IFRS会計基準では、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、每期及び減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(6) 金融商品の分類及び測定

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第9号「金融商品」により、金融資産及び金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの：契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの：上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有又は企業結合における取得者によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプション及び負債であるデリバティブ等を除く。）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS会計基準第9号では、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産及び金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、又は
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、取得原価又は償却原価で測定される。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券についての取扱いは、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始に合わせて削除されている。同会計基準等の適用開始以降は、市場価格のない株式等について、取得原価をもって貸借対照表価額とすることが求められる。
- ・ 貸付金及び債権は、取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRS会計基準で認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、又は(2)金融資産を譲渡し、かつ企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に

対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(9) 金融商品の公正価値の開示

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産及び金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- (a) 企業の財政状態及び業績に対する金融商品の重要性
- (b) 企業が当期中及び報告期間の末日現在で晒されている金融商品から生じるリスクの内容及び程度並びに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(10) 公正価値測定

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRS会計基準が公正価値測定又は公正価値測定に関する開示（及び、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定又は当該測定に関する開示）を要求又は許容している場合に適用される。IFRS会計基準第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS会計基準第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及びその適用指針である企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」並びに関連する基準及び適用指針の改正（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されている。本会計基準等はIFRS会計基準第13号の定めを基本的にすべて取り入れている。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めている。なお、本会計基準等は、(1)改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における金融商品及び(2)改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産を対象としている。

本会計基準等が公表されるまでは、時価の算定（公正価値測定）について包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められていた。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されていた。また、評価技法に用いるインプットのレベルに基づき時価を分類することは求められていなかった。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRS会計基準では、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産又は資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産又は資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産又は資金生成単位から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入れが要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産又は資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入れは認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメント及び金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額は、減損利得又は減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評

価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入額は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) 株式に基づく報酬

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型及び現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- (a) 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財又はサービス及びそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財又はサービスの公正価値で測定する。従業員及び他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- (b) 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財又はサービス及び発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- (c) 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引又は当該取引の構成要素を、現金（又は他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入れ等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また同基準では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入れ）を行う等、IFRS会計基準と異なる処理が定められている。

(13) 研究開発費

IFRS会計基準では、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、すべての研究開発費は発生時に費用処理しなければならない。

(14) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRS会計基準では、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予測消費パターンに大きな変更があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」及び企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRS会計基準では、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(c) 有形固定資産の再評価

IFRS会計基準では、IAS第16号に従い、当初認識後の有形固定資産の測定方法として再評価モデルを適用することができる。再評価モデルでは、有形固定資産は、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額及びその後の減損損失累計額を控除した額で計上される。

日本では、有形固定資産は取得原価で計上される。特別の法律によらない限り、資産の再評価は認められていない。

(15) 資産に関する政府補助金

IFRS会計基準では、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従い、資産に関する政府補助金は、以下のいずれかにより処理される。

(a) 補助金を繰延収益に認識し、資産の耐用年数にわたり定期的に純損益に認識する方法

(b) 取得原価から補助金を控除し、資産の帳簿価額を算定する方法

日本では、固定資産に関して受け取った国庫補助金及び交付金は、受入時に利益として認識される。ただし、企業会計原則等に基づき、対応する資産の取得原価から当該補助金及び交付金を直接控除するか、又は剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(16) 収益認識

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識することが要求されており、この中心となる原則に従って収益を認識するために、以下の5つのステップを適用する。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

IFRS会計基準第15号はまた、契約獲得の増分コストに関する要求事項も含み、本人なのか代理人なのかの検討等に関する適用指針を提供している。

日本では、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及びその適用指針である企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（総称して「本会計基準等」という。）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されている。本会計基準等は、IFRS会計基準第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で以下の代替的な取扱いを追加することを基本的な方針として開発が行われている。

(a) 重要性が乏しい契約変更の取扱い

日本では、契約変更による財又はサービスの追加が既存の契約内容に照らして重要性が乏しい場合には、当該契約変更にあたり、以下のいずれの方法も認められる。

- ・ 契約変更を独立した契約として処理する。
- ・ 契約変更を、既存の契約を解約して新しい契約を締結したものと仮定して処理する。
- ・ 契約変更を既存の契約の一部であると仮定して処理する。

(b) 顧客との契約の観点で財又はサービスの重要性が乏しい場合の取扱い

日本では、約束した財又はサービスが、顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合には、当該約束が履行義務であるのかについて評価しないことができる。

(c) 出荷及び配送活動に係る会計処理の選択

日本では、顧客が商品等に対する支配を獲得した後に行う出荷及び配送活動については、商品又は製品を移転する約束を履行するための活動として処理し、履行義務として識別しないことができる。

(d) 期間がごく短い工事契約及び受注制作のソフトウェア

日本では、工事契約及び受注制作のソフトウェアについて、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することができる。

(e) 船舶による運送サービスの取扱い

日本では、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が、通常の期間（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く）である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識することができる。

(f) 特定の状況下における出荷基準による収益認識

日本では、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時（例えば、顧客の検収時）までの期間が通常の期間である場合には、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの一時点（例えば、出荷時や着荷時）に収益を認識することができる。通常の期間である場合とは、当該期間が国内における出荷及び配送に要する日数に照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合をいう。

(g) 契約の初期段階における原価回収基準の取扱い

日本では、一定の期間にわたり充足される履行義務について、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合には、当該契約の初期段階に収益を認識せず、当該進捗度を合理的に見積ることができる時から収益を認識することができる。

(h) 重要性が乏しい財又はサービスに対する残余アプローチの使用

日本では、履行義務の基礎となる財又はサービスの独立販売価格を直接観察できない場合で、当該財又はサービスが、契約における他の財又はサービスに付随的なものであり、重要性が乏しいと認められるときには、当該財又はサービスの独立販売価格の見積方法として、残余アプローチを使用することができる。

(i) 契約に基づく収益認識の単位及び関連する取引価格の配分

日本では、次の二つの要件のいずれも満たす場合には、複数の契約を結合せず、個々の契約において定められている顧客に移転する財又はサービスの内容を履行義務とみなし、個々の契約において定められている当該財又はサービスの金額に従って収益を認識することができる。

- ・ 顧客との個々の契約が当事者間で合意された取引の実態を反映する実質的な取引の単位であると認められること
- ・ 顧客との個々の契約における財又はサービスの金額が合理的に定められていることにより、当該金額が独立販売価格と著しく異ならないと認められること

(j) 工事契約及び受注制作ソフトウェアの収益認識の単位

日本では、工事契約及び受注制作ソフトウェアについて、当事者間で合意された実質的な取引の単位を反映するように複数の契約（異なる顧客と締結した複数の契約や異なる時点で締結した複数の契約を含む）を結合した際の収益認識の時期及び金額と個々の契約を会計処理の単位とした収益認識の時期及び金額との差異に重要性が乏しいと認められる場合には、それらの複数の契約を単一の履行義務として識別することができる。

(k) 有償支給取引

有償支給取引において、企業が支給品を買い戻す義務を負っていない場合、企業は当該支給品の消滅を認識することとなるが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない。一方、企業が支給品を買い戻す義務を負っている場合、企業は支給品の譲渡に係る収益を認識せず、当該支給品の消滅も認識しないこととなるが、個別財務諸表においては、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識することができる。なお、その場合であっても、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない。

IFRS会計基準では、上記の日本基準のような特定の規定はない。

(17) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRS会計基準では、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が

発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、又は税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニング、及び将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュールリング等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRS会計基準では、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

(18) リース取引

IFRS会計基準では、IFRS会計基準第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS会計基準第16号は、借手に、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産及び負債を認識することを要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産及びリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。

借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産及び負債は現在価値ベースで当初測定される。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産及びリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。ファイナンス・リースは、借手の財務諸表に資産計上され、対応する金額が負債として認識される。なお、オペレーティング・リース取引、及び少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(19) 借入コスト

IFRS会計基準では、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。ただし、不動産開発事業を行う場合にはJICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、また、固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入金の支払利子の資産化が容認されている。

(20) カスタマー・ロイヤルティ・プログラム（ポイント制度）

IFRS会計基準では、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムにおける顧客特典クレジット等の契約における追加的な財又はサービスに対する顧客のオプションは、IFRS会計基準第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、オプションが、当該契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利を顧客に提供する場合には、契約における履行義務として処理される。

日本では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及びその適用指針（2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されている。）において、カスタマー・ロイヤルティ・プログラム（ポイント制度）については、IFRS会計基準第15号と同様の会計処理を行うことが求められる。同基準の公表前においては、ポイント制度の会計処理に関する明確な指針は定められていなかった。

(21) 負債と資本の区分

IFRS会計基準では、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、並びに金融負債、金融資産及び資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(22) 損益計算書上の表示

IFRS会計基準では、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益又は費用のいかなる項目も、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書又は注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則及び企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益及び特別損失を記載することが求められる。

(23) 法人所得税の不確実性

IFRS会計基準では、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除又は税率を、法人所得税申告において使用したか又は使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除又は税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、最も可能性の高い金額又は期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等の更正等による追徴及び還付の場合の当該追徴税額及び還付税額、又は、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額又は当該還付税額を合理的に見積ることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合及び還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額及び還付税額を損益に計上することが求められている。このように、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

第7【外国為替相場の推移】

1【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月
最高	20.78	21.10	21.23	22.10	21.99	22.35
最低	19.89	20.56	20.59	21.21	21.48	21.66
平均	20.48	20.92	20.98	21.51	21.81	22.02

単位：1人民元の円相当額（円／人民元）

出所：中国の国家外国為替管理局（State Administration of Foreign Exchange）が公表している人民元／100円のデータを基に、円／人民元ベースに換算したものである。

2【最近日の為替相場】

1人民元 = 20.25円（2024年8月29日）

第8【提出会社の参考情報】

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第22期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）
2024年6月11日 関東財務局長に提出

ロ．半期報告書及びその添付書類

該当事項なし

ハ．臨時報告書及びその添付書類

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、
2024年8月9日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当事項なし

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

該当事項なし